

あさぎり町こども計画

令和7年3月

あさぎり町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の趣旨・背景	1
2. 計画の対象	1
第2章 こども・子育てを取り巻く現状	2
1. こども・子育てを取り巻く制度等の動向	2
2. 統計からみるあさぎり町の現状	7
3. アンケート調査結果からみるあさぎり町の現状	13
4. こどもの声からみるあさぎり町の現状	21
5. (新) 子育てゆめぷらんの評価と検証	25
6. あさぎり町のこども・子育てに関する課題のまとめ	30
第3章 計画の基本的な考え方	32
1. 計画の基本理念	32
2. 計画の基本目標	33
3. 施策の体系	34
第4章 施策の展開	35
基本目標1. こどもまんなか社会実現に向けた地域の環境づくり	35
基本目標2. 子育て世代の安心につながる支援の充実	42
基本目標3. こどもの健やかな成長を育む切れ目のない支援の充実	45
基本目標4. 若者がいきいきと暮らしていくための支援の充実	52
基本目標5. 様々なこども・若者及びその家庭の状況に応じた支援の充実	55
第5章 量の見込みと確保方策	61
1. 教育・保育の提供区域	61
2. 教育・保育事業	61
3. 地域子ども・子育て支援事業	65
第6章 計画の推進に向けて	72
1. 計画内容の周知	72
2. 地域の連携による計画の推進	72
3. 計画の評価・確認	73
資料編	74
1. 用語解説（五十音順）	74
2. 策定経過	75

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の趣旨・背景

わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、ならびに子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りとした、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築についての検討、また平成24年に制定された「子ども・子育て3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」の策定の義務づけなど、様々な取り組みを展開してきました。さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況のなか、あさぎり町においても、令和2年に「子ども・子育て支援事業計画（第2期）」、「次世代育成支援行動計画（後期）」、「子どもの貧困対策計画（第1期）」を一体的に策定した「（新）子育てゆめぱらん」を策定し、その計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況は、あさぎり町のみならず全国的な課題となっていることに加えて、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻なものとなっており、コロナ禍の到来はこういった状況に拍車をかけています。

こういったなかで令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」を目指すもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「あさぎり町こども計画」（以下「本計画」という。）は、あさぎり町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、これまでの「（新）子育てゆめぱらん」に包含されていた「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策計画」を含め、こどもに関する計画を一体的に策定するものです。

2. 計画の対象

本計画の対象は、こども及び若者（概ね29歳まで。施策によっては39歳まで含む）と子育て当事者とします。本計画において、ひらがな表記の「こども」とは、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」を表します。また、制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとします。

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

1. こども・子育てを取り巻く制度等の動向

(1) こども基本法の制定

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

【基本理念】

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

① こども大綱

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、こども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

【基本の方針】

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

～こどもまんなか社会～

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、「**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会**」のこと。

②こどもの居場所づくりに関する指針

「地域コミュニティの希薄化」や「複雑かつ複合化した生活課題」、「価値観の多様化」等、こどもたちを取り巻く環境・課題が日々変化しているなかで、こどもたちにとっても「自分の居場所」があることはウェルビーイングで成長するために必要な要素となっています。

実際、各地域において「居場所づくり」に関する取り組みが実践されていることから、さらに推進していくため、こどもの権利を基盤とした居場所づくりについて国の考え方を示しています。

【理念】

- すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する

【こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点】

- ふやす ～多様なこどもの居場所がつくられる～
- つなぐ ～こどもが居場所につながる～
- みがく ～こどもにとって、より良い居場所となる～
- ふりかえる ～こどもの居場所づくりを検証する～

【各視点に共通する事項】

- ① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所
- ② こどもの権利の擁護
- ③ 官民の連携・協働

(2) こども・子育て支援

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とするすべての家庭が利用でき、こどもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、「子ども・子育て支援法」が制定されました。

令和元年5月には、3歳から5歳児については原則としてすべての世帯で、0歳から2歳児は住民税が非課税となる所得の低い世帯を対象に認可保育所や幼稚園などの利用料を無料とする改正があり、同年10月から施行されています。

また、令和6年10月の改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化やすべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策を実施するとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化が定められています。

【基本理念】

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(3) 次世代育成支援対策

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成17年度から10年間の時限立法（10年間延長）として「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。法では、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ（子ども・子育て支援法の制定に伴い、任意計画に変更）、10年間の集中的・計画的な取り組みを推進してきました。

また、国は、法に掲げる基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するにあたって拠るべき指針を策定しています。

【基本理念】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

【基本的な視点】

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1 子どもの視点 | 2 次代の親の育成という視点 |
| 3 サービス利用者の視点 | 4 社会全体による支援の視点 |
| 5 仕事と生活の調和の実現の視点 | 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点 |
| 7 全ての子どもと家庭への支援の視点 | 8 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点 |
| 9 サービスの質の視点 | 10 地域特性の視点 |

（４）こどもの貧困対策

平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が令和元年 6 月に改正され、その目的・基本理念に、こどもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けて、児童の権利条約の精神にのっとり推進すること、こどもの年齢等に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されることなどが明記されるとともに、市町村による子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされました。

また、この法に基づき平成 26 年 8 月に策定された「子どもの貧困対策に関する大綱」についても、5 年ごとに見直すこととなっており、令和元年 11 月に改訂され、こどもの貧困に関する新たな指標が設けられました。

【大綱における指標改善に向けた主な重点施策】

- 学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子どもたちに対する大学等の授業料減免や給付型奨学金を実施
- 妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援
- 生活困窮家庭の親の自立支援
- ひとり親への就労支援
- 児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進

（５）こども・若者支援

一人ひとりのこども・若者が、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指して、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、この法律に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。令和 3 年 4 月に策定された同大綱では、「家庭」「学校」「地域社会」「情報通信環境」「雇用」の 5 つの視点からの現状・課題の整理を行うとともに、5 つの基本的な方針が設定されています。

【5つの基本的な方針】

- 1 全ての子供・若者の健やかな育成
- 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援
- 3 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援
- 4 子供・若者の成長のための社会環境の整備
- 5 子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

(6) こどもの権利

「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」はこどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、こどもに関わるすべての活動において、こどもの最善の利益を第一に考慮されることがうたわれています。

【基本理念】

- 1 子どもは、子ども本人、子どもの保護者等の人種、性別、国籍、言語、宗教、障害の有無その他の理由によりいかなる差別も受けることがあってはなりません。
- 2 子どもは、次の世代を担う大切な地域の宝であり、地域で守り、育てていかなければなりません。
- 3 子どもを、虐待及びいじめによる危険から守らなければなりません。
- 4 子どもの意見は、最大限に尊重されなければなりません。
- 5 子どもが自らの権利を自覚するとともに、その権利を行使するに当たっては、他の人を思いやり、尊重することができるようにしなければなりません。

【子どもにとって大切な権利】

- | | | |
|---------------|--------------|---------------|
| ●安全に安心して生きる権利 | ●自分らしく育つ権利 | ●自分を守り、守られる権利 |
| ●社会へ参加する権利 | ●適切な支援を受ける権利 | |

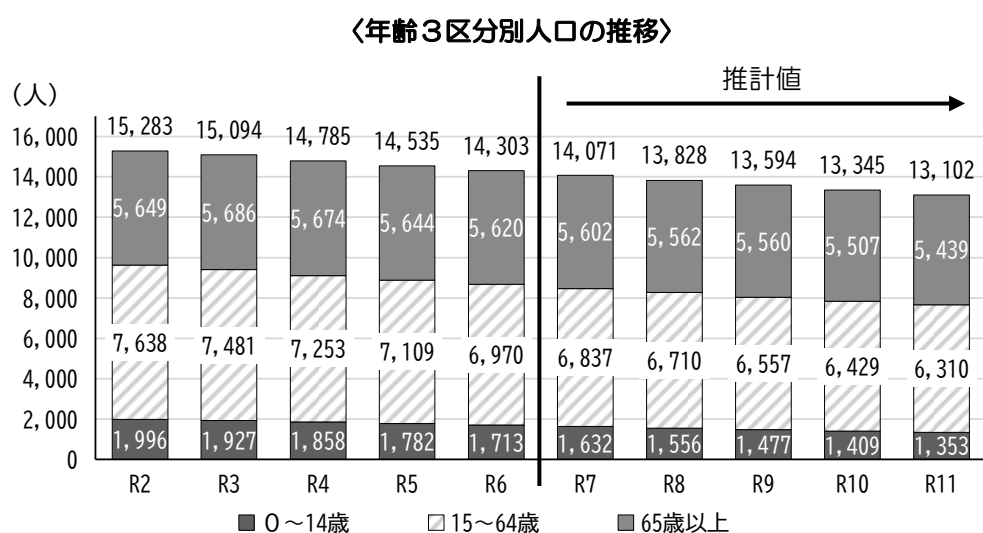
2. 統計からみるあさぎり町の現状

(1) 人口及び世帯の状況

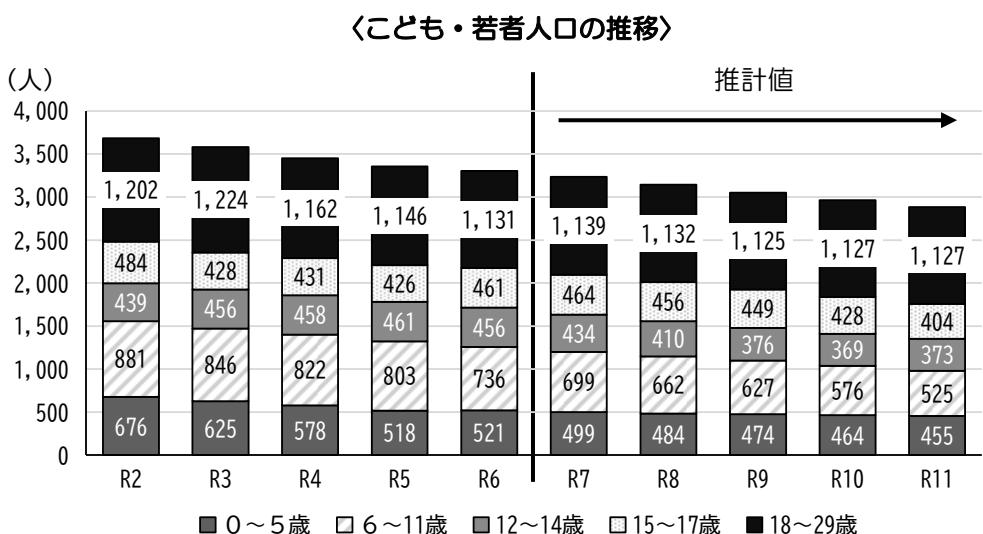
①人口の推移

年齢3区分別人口の推移をみると、総人口は減少が続いており、令和4年に15,000人を下回り、令和6年は14,303人となっています。特に「0～14歳」「15～64歳」の減少幅が大きく、今後も少子高齢化が進展することが予想されます。

こども・若者人口の推移をみると、すべての年齢階級で減少傾向が続いています。特に「0～5歳」「6～11歳」は減少幅が大きく、令和11年には「0～5歳」は455人、「6～11歳」は525人となると予想されます。



出典：令和2～6年は住民基本台帳 各年1月末時点
令和7年以降は令和2～6年の推移を基にした推計値

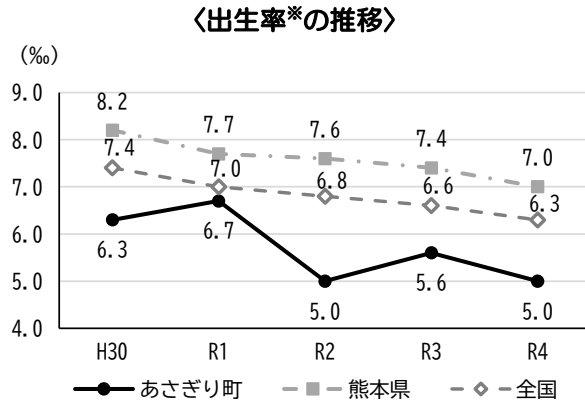


出典：令和2～6年は住民基本台帳 各年1月末時点
令和7年以降は令和2～6年の推移を基にした推計値

②出生と死亡の状況

出生率は、令和元年から令和2年で1.7ポイント減少しており、令和2年以降は、国と県より1ポイント以上低く推移しています。

自然増減の推移をみると、年々自然減の傾向が強まっています。令和3年の出生数は、平成29年から23人減の81人となっています。



出典：熊本県衛生統計年報・人口動態調査報告
※出生率…人口千人に対する出生数の割合。

〈自然増減の推移〉 単位：人

	出生	死亡	自然増減
平成 29 年	104	233	-129
平成 30 年	94	235	-141
令和元年	98	255	-157
令和 2 年	74	225	-151
令和 3 年	81	259	-178

出典：人口動態調査

③世帯構成の推移

一般世帯構成の推移をみると、一般世帯の総数は平成17年をピークにそれ以降は減少傾向にありましたが、令和2年は再び増加しています。親族世帯のうち、核家族世帯が増加傾向にあり、三世代家族を含むその他親族世帯数は減少が続いています。

こどものいる一般世帯の推移は、いずれの区分も世帯数、構成比ともに減少が続いています。

〈一般世帯構成の推移〉

単位：世帯

	一般世帯		親族世帯						非親族世帯	単独世帯
			核家族世帯				親族その他世帯			
			の夫み婦	こ夫と婦とも	こ男親とも	こ女親とも				
平成 12 年	5,195	4,363	2,545	991	1,115	58	381	1,818	9	716
平成 17 年	5,418	4,388	2,712	1,041	1,153	60	458	1,676	11	1,019
平成 22 年	5,393	4,278	2,685	1,082	1,040	67	496	1,593	26	1,089
平成 27 年	5,272	4,068	2,711	1,079	1,046	86	500	1,357	26	1,177
令和 2 年	5,324	3,885	2,771	1,149	1,013	103	506	1,114	39	1,398

出典：国勢調査

〈6歳未満・18歳未満の親族（こども）のいる一般世帯の推移〉

単位：世帯

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯	5,195	5,418	5,393	5,272	5,324
6歳未満世帯員のいる一般世帯	687	666	647	549	455
構成比（対一般世帯）	13.2%	12.3%	12.0%	10.4%	8.5%
18歳未満世帯員のいる一般世帯	1,853	1,678	1,516	1,321	1,191
構成比（対一般世帯）	35.7%	31.0%	28.1%	25.1%	22.4%

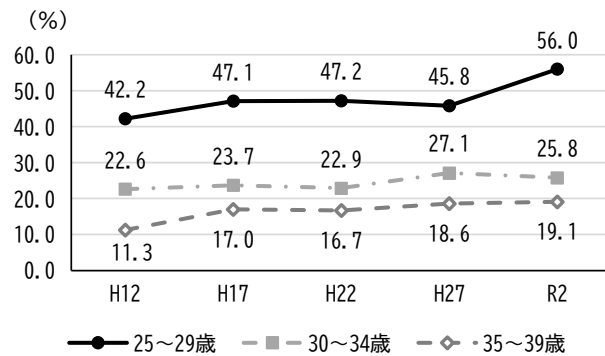
出典：国勢調査

（２）婚姻及び就労の状況

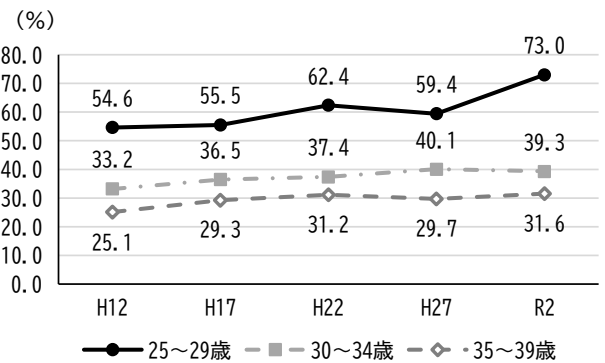
①未婚率の状況

未婚率の状況は、男女ともにいずれの年齢区分も増加傾向にあります。特に「25～29歳」は、平成27年から令和2年で男女ともに10ポイント以上増加しました。

〈女性の未婚率の推移〉



〈男性の未婚率の推移〉

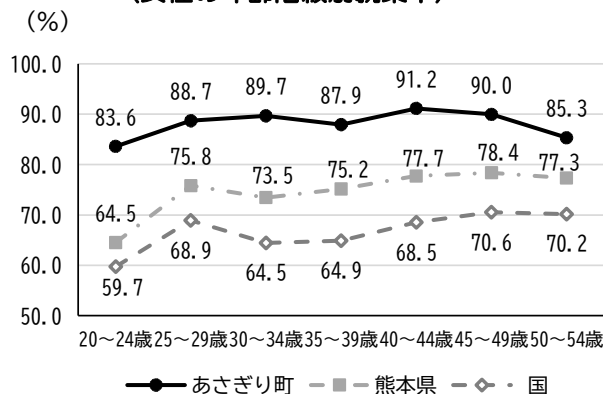


出典：国勢調査

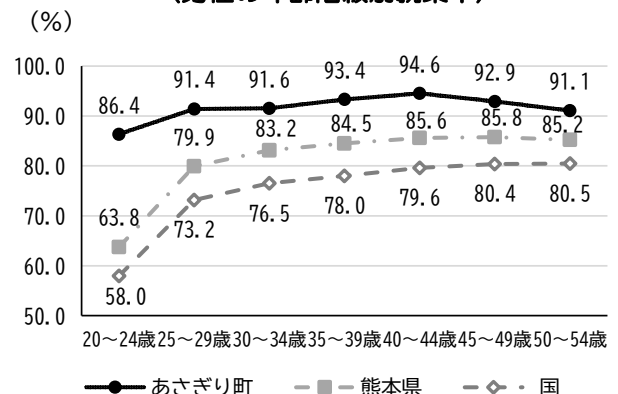
②就労の状況

就業率をみると、男女ともにすべての年齢階級で国と県を上回っています。特に女性は「20～24歳」以外の年齢階級で85%を超えており、結婚や出産後も働き続ける人が多い状況がうかがえます。

〈女性の年齢階級別就業率〉



〈男性の年齢階級別就業率〉



出典：国勢調査

(3) 保育・教育の状況

①保育園の状況

令和6年度時点で、あさぎり町には8ヶ所の保育園があります。各年の定員数及び在園児数は以下の通りです。

〈保育園の定員数及び在園児数の状況〉

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上薬師 保育園	定員	30	30	30	30	30
	在園児数	32	29	28	27	22
岡原もぞか 保育園	定員	30	30	30	30	30
	在園児数	32	31	27	25	21
須恵 保育園	定員	50	40	40	40	40
	在園児数	43	38	39	45	38
清水 保育園	定員	60	50	50	50	40
	在園児数	55	47	46	42	36
るり光 保育園	定員	60	50	40	40	40
	在園児数	47	42	34	34	28
まどか 保育園	定員	80	80	80	70	50
	在園児数	74	72	65	53	40
吉井 保育園	定員	50	50	50	50	50
	在園児数	54	50	49	49	42
まこと 保育園	定員	70	70	60	60	60
	在園児数	63	61	51	42	36
合計（在園児数）		400	370	339	317	263

出典：生活福祉課 令和2年度から令和5年度は3月31日時点、令和6年度は4月1日
町外利用者は含まず

②認定こども園の状況

令和6年度時点で、あさぎり町には4ヶ所の認定こども園があります。各年の定員数及び在園児数は以下の通りです。

〈認定こども園の定員数及び在園児数の状況〉

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
あおぞら こども園	定員	50	40	40	40	35
	在園児数	33	27	27	26	20
摩耶 幼稚園	定員	30	30	35	35	30
	在園児数	27	29	30	28	26
あさぎり こども園	定員	80	60	60	60	60
	在園児数	63	54	49	56	50
専立寺 こども園	定員	90	90	90	90	90
	在園児数	97	90	88	80	72
合計（在園児数）		220	200	194	190	168

出典：生活福祉課 令和2年度から令和5年度は3月31日時点、令和6年度は4月1日
町外利用者は含まず

③病児・病後児保育施設の状況

令和6年度時点で、あさぎり町には2ヶ所の病児・病後児保育施設があります。令和5年度までの利用状況は以下の通りです。

〈病児・病後児保育「ホッと館」あさぎり町の利用状況〉

単位：人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和元年度	16	11	25	12	14	20	6	16	10	22	19	12	183
令和2年度	7	1	2	9	4	10	3	2	4	12	1	5	60
令和3年度	7	3	7	8	12	13	6	11	18	3	8	12	108
令和4年度	6	8	8	7	7	6	23	15	17	18	18	10	143
令和5年度	12	17	26	23	16	12	25	14	37	28	28	17	255

出典：生活福祉課

〈病後児保育「あさぎりこども園」利用状況〉

単位：人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度	0	0	1	0	0	1	0	0	2	12	7	7	30
令和3年度	6	2	6	4	9	2	5	3	8	4	7	3	59
令和4年度	4	7	5	4	4	2	6	4	9	3	5	10	63
令和5年度	12	2	8	4	8	6	4	6	9	10	5	4	78

出典：生活福祉課

④小学校の状況

令和6年度時点で、あさぎり町には5ヶ所の町立小学校があります。学級数と児童数は以下の通りです。

〈小学校の学級数・児童数〉

単位：学級数は学級、児童数は人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
上小学校	学級数	11	10	9	9	10
	児童数	232	227	204	193	179
免田小学校	学級数	16	17	16	16	14
	児童数	352	337	333	321	293
岡原小学校	学級数	9	9	9	9	8
	児童数	141	127	125	121	114
須恵小学校	学級数	6	6	6	6	6
	児童数	58	59	63	59	60
深田小学校	学級数	8	9	9	9	8
	児童数	86	93	87	92	84
合計	学級数	50	51	49	49	46
	児童数	869	843	812	786	730

出典：教育課 各年5月1日時点

⑤中学校の状況

令和6年度時点で、あさぎり町には1ヶ所の町立中学校があります。学級数と生徒数は以下の通りです。

〈中学校の学級数・生徒数〉

単位：学級数は学級、生徒数は人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
あさぎり 中学校	学級数	16	18	20	17	18
	生徒数	434	447	469	462	443

出典：教育課（各年5月1日時点）

⑥学童クラブの状況

町内学童クラブの利用状況は以下の通りです。

〈町内学童クラブの利用状況〉

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学童クラブの合計（人数）	222	246	258	227	280

出典：生活福祉課

⑦児童虐待に関する相談状況

児童虐待に関する相談件数は、心理的虐待は減少していますが、それ以外は横ばいまたは増加で推移しています。

〈児童虐待に関する相談件数の推移〉

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ネグレクト	13	15	22	13
身体的虐待	9	18	17	15
心理的虐待	12	12	11	8
性的虐待	2	0	4	4
計	36	45	54	40

出典：生活福祉課

3. アンケート調査結果からみるあさぎり町の現状

(1) 調査実施概要

本計画の策定にあたり、こどもや若者、子育て世帯の状況や要望、意見を把握することを目的として実施しました。

調査項目	ニーズ調査		こども・若者世代調査
	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査	
調査対象	町内在住の就学前児童の保護者	町内の小学校に通う小学1～3年生児童の保護者	町内在住の15～39歳の町民（無作為抽出）
調査期間	令和6年4月26日（金）～5月13日（月）		
調査方法	保育園・こども園配布・回収及び郵送配布・郵送回収による本人記入方式	学校配布・回収による本人記入方式	郵送配布・郵送回収による本人記入方式及びWEB回答
配布数	355件	300件	1,000件
有効回収数	273件	222件	350件
有効回収率	76.9%	74.0%	35.0%

◆図表の見方

○回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から一つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

○複数回答（複数の選択肢から一つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

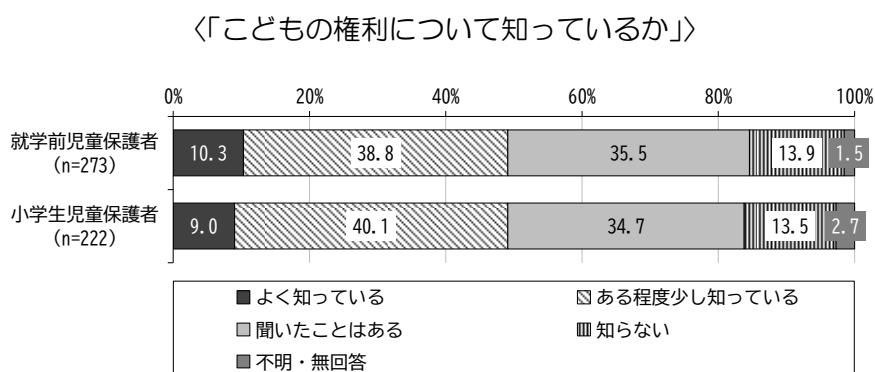
○図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

○図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) ニーズ調査結果概要

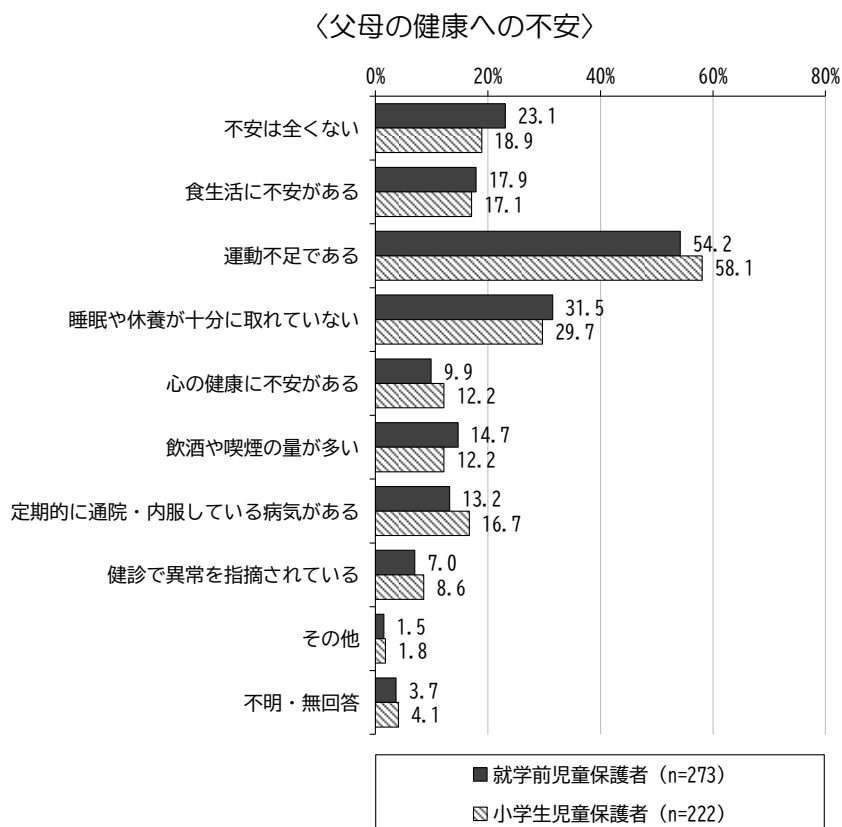
① こどもの権利について

就学前児童保護者と小学生児童保護者のいずれも、「こどもの権利」について「よく知っている」と「ある程度少し知っている」の合計の割合が約半数にとどまっています。「こどもの権利」の名称だけでなく内容についての周知が必要です。



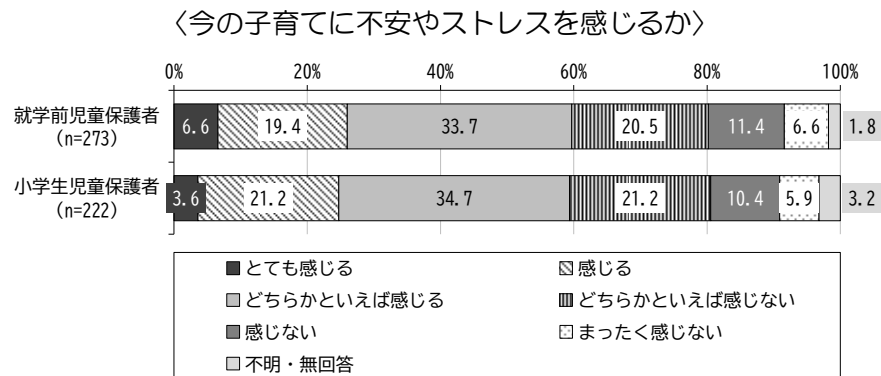
② 父母の健康状態について

運動や睡眠、食生活など生活習慣の面での不安が多くなっています。特に「運動不足である」は、就学前児童保護者と小学生児童保護者のいずれも半数以上となっています。適切な生活習慣の指導や気軽に運動できる場の提供が必要です。



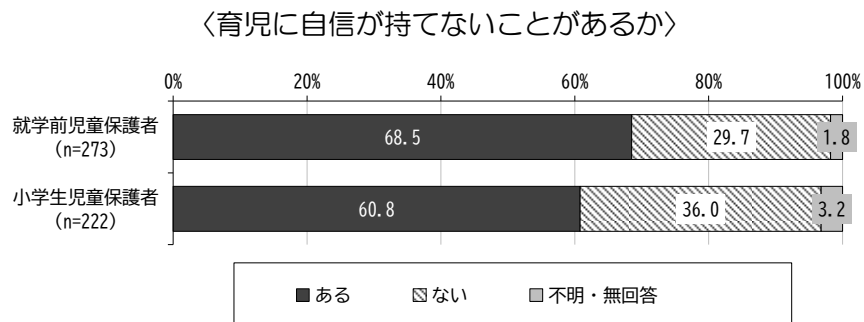
③育児のストレスについて

「とても感じる」「感じる」「どちらかといえば感じる」の合計の『感じる』は、就学前児童保護者と小学生児童保護者のいずれも約6割となっています。ストレス緩和に向けた支援やストレスを抱えた保護者を支える環境づくりが必要です。



④育児に対する自信について

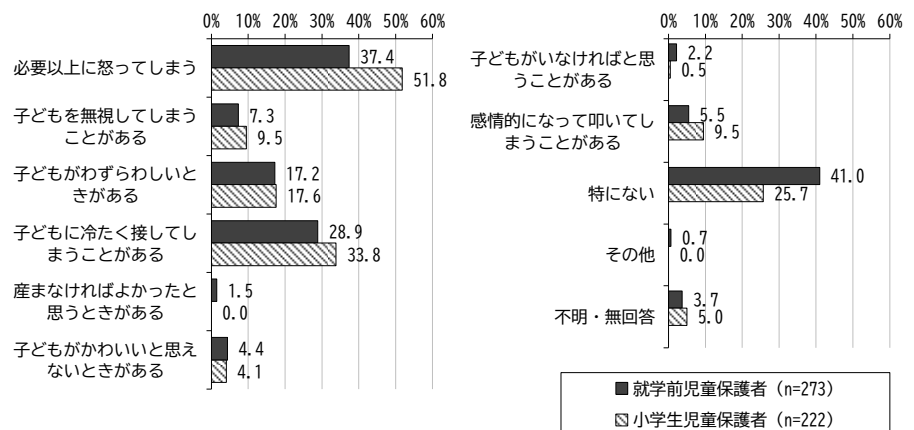
就学前児童保護者と小学生児童保護者のいずれも自信が持てないことが「ある」が「ない」に比べ大きく上回っています。特に就学前児童保護者は3人に2人以上が自信が持てないことが「ある」と答えています。育児に関する相談や教室の実施を通じて、保護者の自信を深める取り組みが必要です。



⑤こどもへのこころ無い扱いの経験の有無について

〈こどもに対し思ったり、やってしまったことがあるもの〉

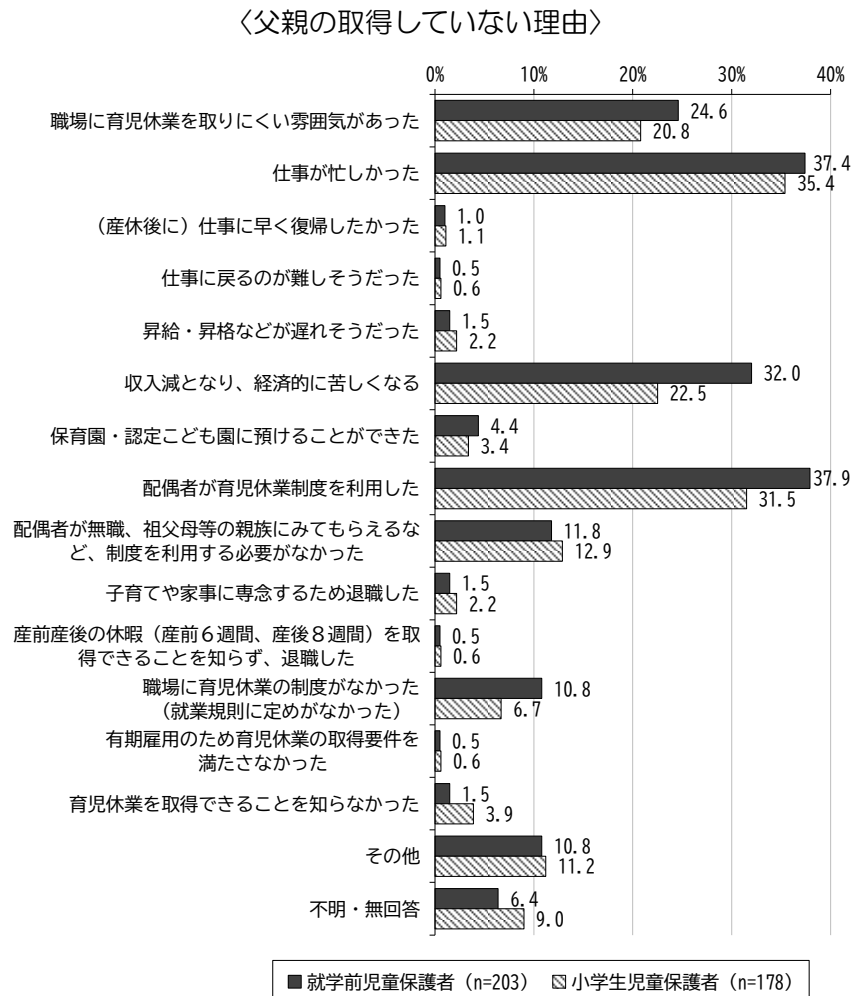
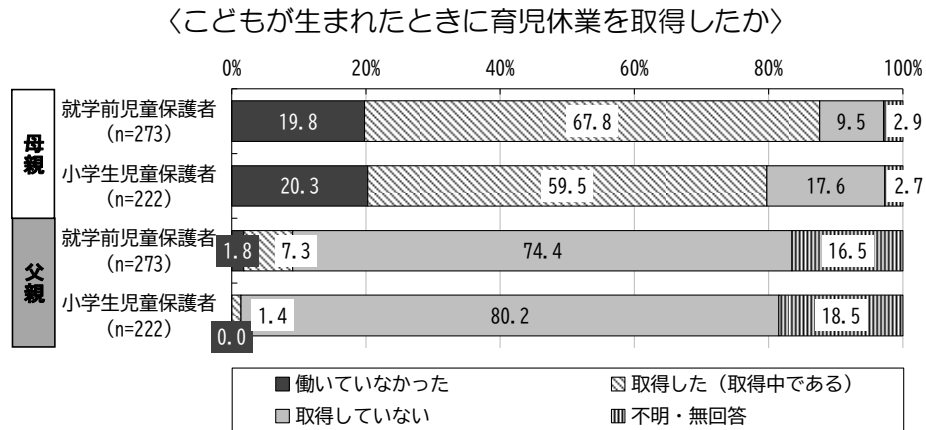
「必要以上に怒ってしまう」や「子どもに冷たく接してしまうことがある」が多くなっています。小学生児童保護者は、「必要以上に怒ってしまう」が半数以上となっています。



⑥育児休業の取得について

育児休業の取得状況をみると、父親は「取得した（取得中である）」が就学前児童保護者と小学生児童保護者のいずれも1割に満たない状況です。

父親の取得していない理由は、「仕事が忙しかった」や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」など職場の環境が多くなっており、企業等への啓発活動が必要です。また、「収入減となり、経済的に苦しくなる」も多くなっていることから、制度の見直しが必要です。

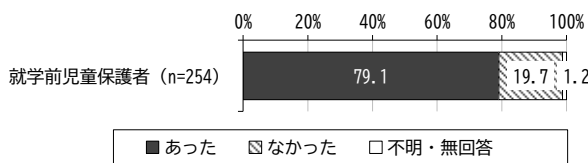


⑦こどもが病気やけがの際の対応について

就学前児童保護者と小学生児童保護者のいずれも「できれば病児・病後児のための保育施設などを利用したい」割合が一定数いることがわかります。この1年間のこどもの病気やけがの際の経験をみても多くの保護者に関わることであるため、適切な事業運営が今後も求められます。

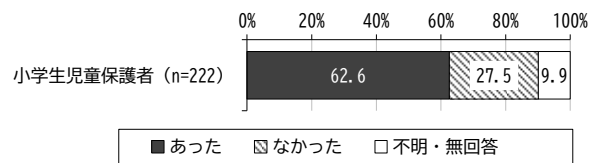
※就学前児童保護者のみ

〈この1年間で、こどもが病気やけがの際に教育・保育の施設を利用できなかった経験〉



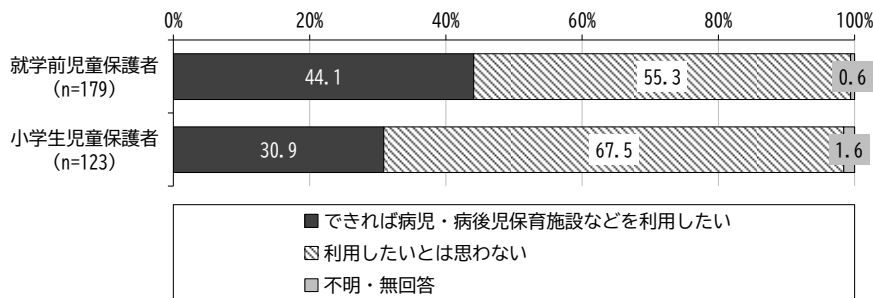
※小学生児童保護者のみ

〈この1年間で、こどもが病気やけがで登校できなかった経験〉



※就学前児童保護者・小学生児童保護者共通

〈こどもが病気やけがの際、「できれば病児・病後児のための保育施設などを利用したい」と思ったか〉



⑧子育てに関して町に期待することについて

「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援をする」「室内外で遊べる場や、遊具のある公園等をふやす」が70%を超えています。

〈こどもを健やかに生み育てるために、町に期待すること〉

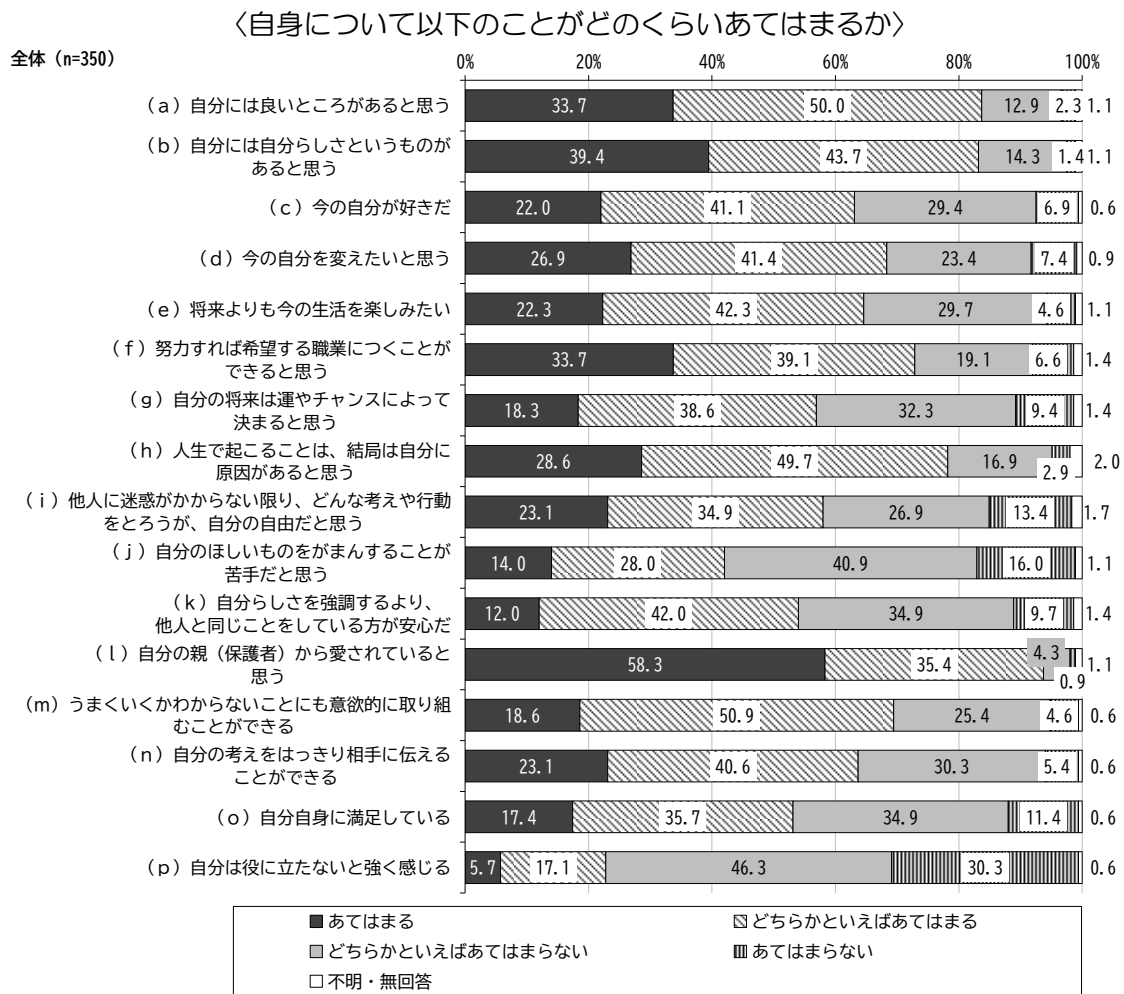
単位：%

	子育てに関する相談や保護者同士が交流できる場を増やす	子育ての意義・大切さを啓発する	児童手当などの、子育てのための経済的支援をする	母子保健サービスの整備	子どもの発達、気になる情報や行動に関する支援を充実する	虐待防止など、子どもの人権を守る取り組みを進める	延長保育などいろいろなニーズに合った保育サービスを充実する	ひとり親家庭などそれぞれの家庭のあり方に応じた子育て支援を充実する	居場所を増やす	放課後児童クラブ（学童保育）のほかにも、子どもの放課後の居場所を増やす	室内外で遊べる場や、遊具のある公園等をふやす	地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会を増やす	子どもの「生きる力」を育むための教育を充実する	非行防止などの青少年健全育成対策を充実する	仕事と子育ての両立しやすい環境づくりについて、企業へ啓発する	道路や施設などのバリアフリー化を進める	子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策を進める	その他	特にな	不明・無回答
就学前児童保護者 (n=273)	21.6	11.7	80.6	42.9	31.5	23.4	28.2	26.4	10.3	38.5	76.2	44.0	24.5	12.8	44.7	20.9	47.6	1.5	0.0	2.9
小学生児童保護者 (n=222)	21.2	12.2	70.7	33.3	31.1	23.4	27.5	23.0	10.8	53.6	73.4	54.1	31.5	15.3	45.9	19.4	50.9	0.9	0.9	1.4

(3) こども・若者世代調査結果概要

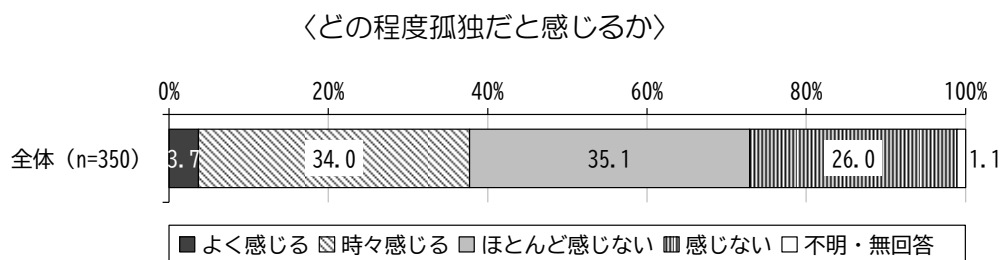
①自身に関する意識について

「自分には良いところがあると思う」「自分には自分らしさというものがあると思う」「自分の親（保護者）から愛されていると思う」は、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の合計が8割を超えています。「今の自分が好きだ」は「どちらかといえばあてはまらない」と「あてはまらない」の合計が3割を超えています。



②孤独感について

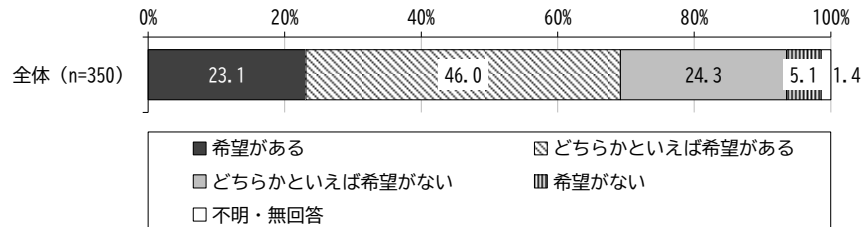
「よく感じる」「時々感じる」の合計は 37.7% となっており、約 4 割が孤独感を抱えていることがわかります。



③将来の希望について

「どちらかといえば希望がない」と「希望がない」の合計が約3割となっています。

〈自分の将来について明るい希望を持っているか〉

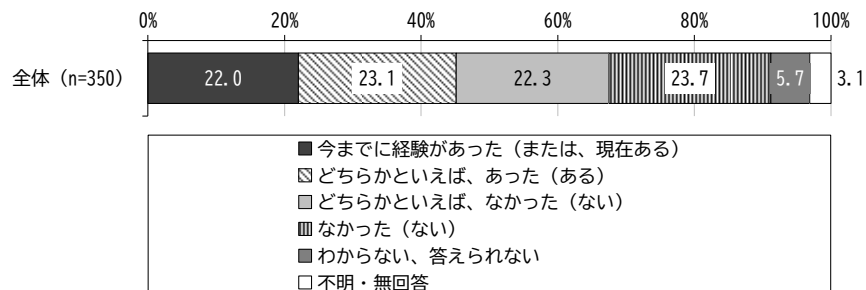


④社会生活・日常生活における困難の経験について

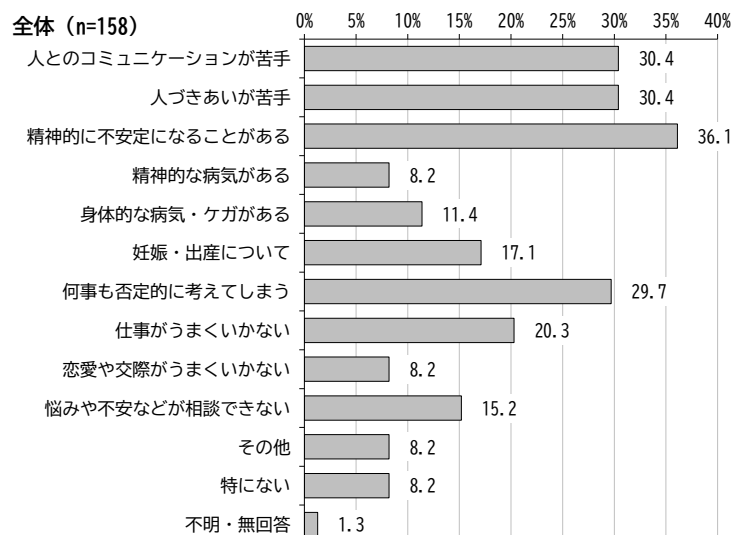
社会生活や日常における困難の経験について、「今までに経験があった（または、現在ある）」と「どちらかといえば、あった（ある）」の合計は45.1%、「どちらかといえば、なかった（ない）」と「なかった（ない）」の合計は46.0%で、約半数が困難の経験があった（ある）ことがわかります。

また、困難を経験した（している）主な原因は、「精神的に不安になることがある」が最も高く、メンタルヘルスの重要性が高くなっています。また、「人とのコミュニケーションが苦手」や「人づきあいが苦手」が上位になっており、人間関係が要因となっていることが多い現状です。

〈過去または現在に社会生活や日常生活をスムーズに送れなかった経験はあるか〉



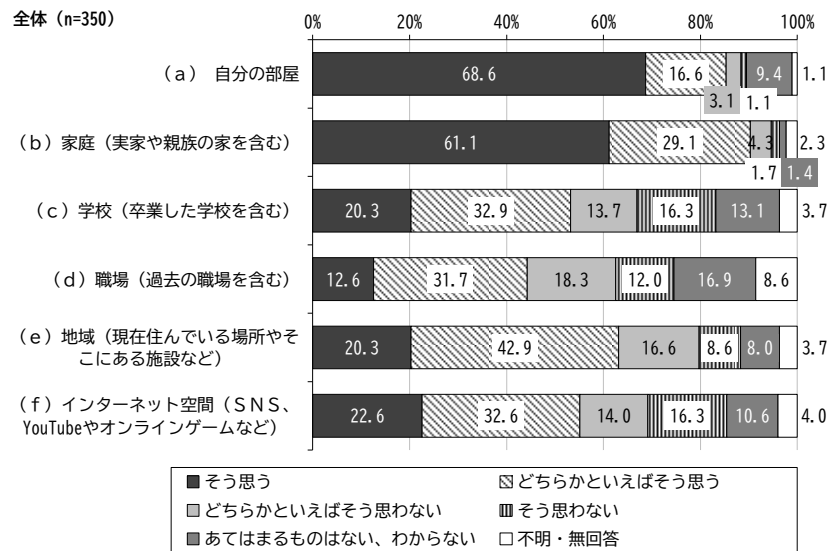
〈困難を経験した（している）主な原因は何か〉



⑤居場所について

「自分の部屋」と「家庭（実家や親族の家を含む）」が他の場所に比べ居場所になっている割合が高くなっています。「地域（現在住んでいる場所やそこにある施設など）」は、「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」の合計が25.2%と4人に1人が居場所だと感じていないことがわかります。

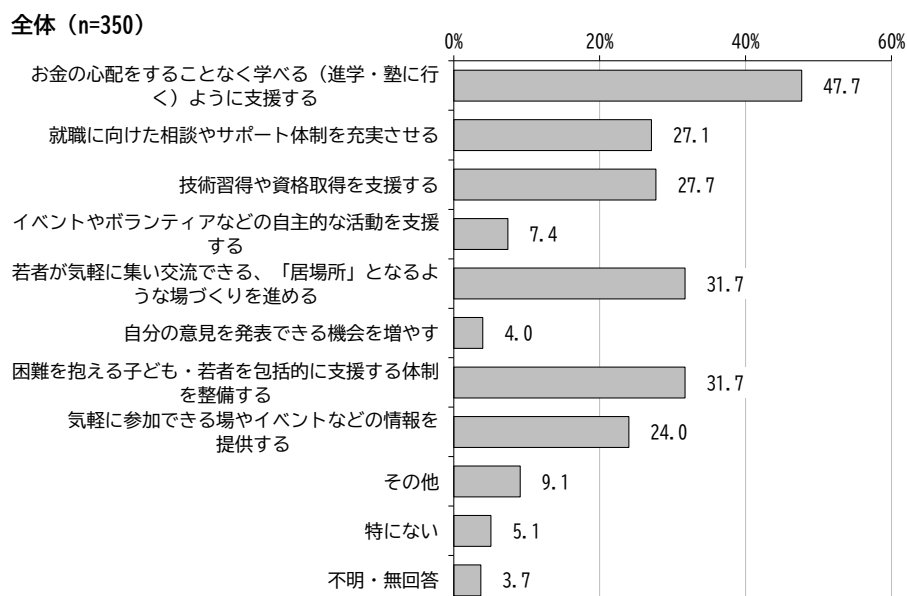
〈以下の場所は、今の自分にとっての居場所になっているか〉



⑥若者のためにあさぎり町に必要なことについて

「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が最も高く、次いで「若者が気軽に集い交流できる、「居場所」となるような場づくりを進める」「困難を抱える子ども・若者を包括的に支援する体制を整備する」となっています。

〈若者のために、これからあさぎり町に必要な取り組みは何か〉



4. こどもの声からみるあさぎり町の現状

(1) 調査の実施概要

あさぎり町内の学校に通う小学5年から中学3年の児童生徒を対象に学校や家庭、地域での生活の様子、将来についての考えや希望、あさぎり町に対する考えについてヒアリング調査を行いました。

こどもの生活に関する調査	
調査対象	町内の学校に通う小学5年から中学3年の児童生徒（全数）
調査期間	令和6年6月20日（木）～6月28日（金）
調査方法	学校配布・回収によるヒアリングシート本人記入方式
配布数	703 件
有効回収数	542 件
有効回収率	77.1%

(2) 調査の結果概要

①自身に関する意識 ※1～10（数字が大きいほど「そう思う」度合いが高くなる）の10段階評価

自身に関する意識についての各調査項目の平均値は、「毎日の生活は楽しいか」が 8.33 で5項目中で最も高くなっています。「自分のことが好きか」は 6.59 で、5項目中で唯一、7.0 を下回っています。

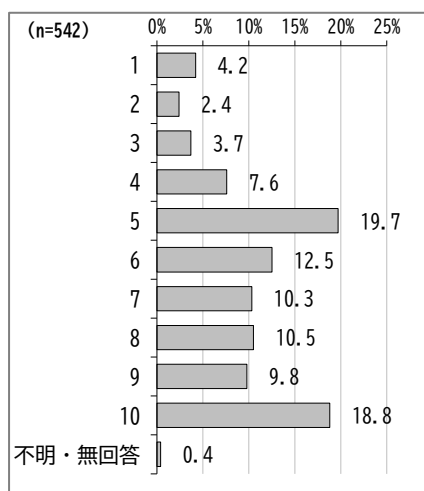
主な項目の回答比率をみると、「自分のことが好きか」は、10段階で「5」が最も高くなっており、自己肯定感を高く持てない割合が多い現状がうかがえます。「自分らしさ」があると思うか」と「将来に明るい希望を持っているか」は、いずれも10段階で「10」が最も多く、26.2%となっています。

◆各調査項目の平均値

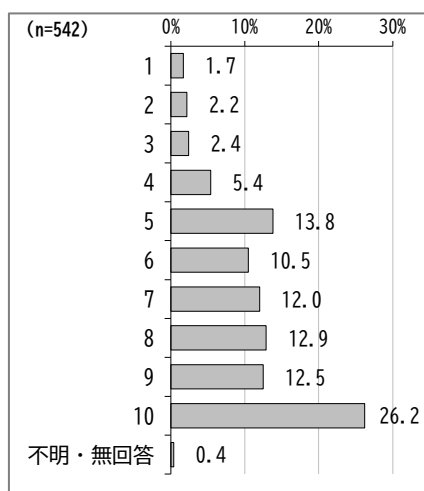
調査項目	毎日の生活は楽しいか	自分のことが好きか	学校ですぐに友達ができるか	「自分らしさ」があると思うか	将来に明るい希望を持っているか
平均値	8.33	6.59	7.74	7.32	7.34

◆主な調査項目の回答比率

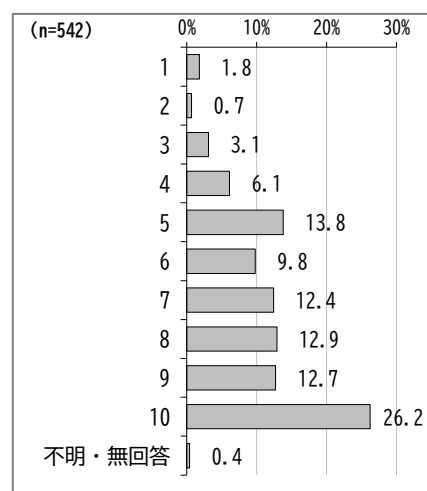
〈自分のことが好きか〉



〈「自分らしさ」があると思うか〉



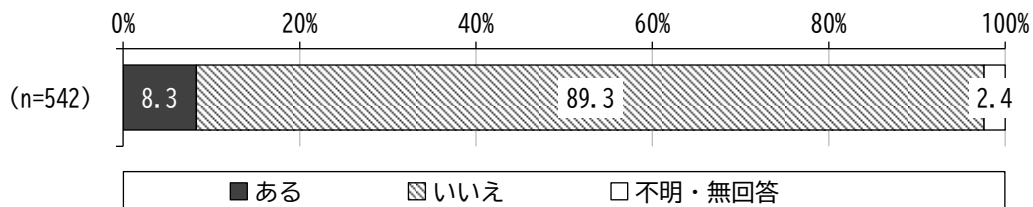
〈将来に明るい希望を持っているか〉



②今、困っていること

今、困っていることがあるかについて、「ある」の割合は8.3%となっています。

〈今、困っていることはあるか〉



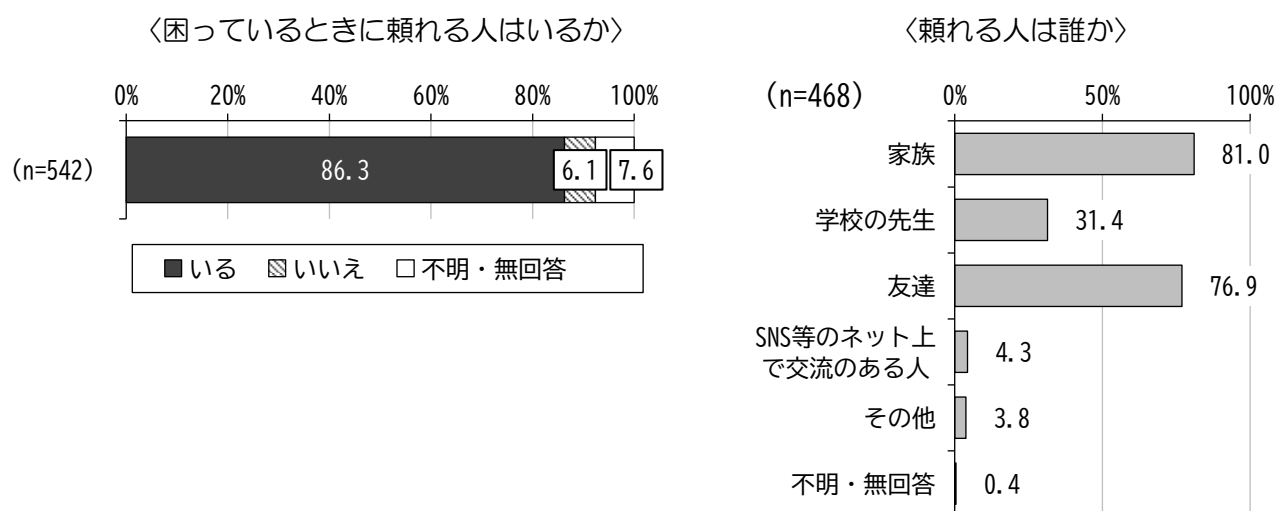
〈主な困りごとの内容〉

○勉強のこと	- 勉強についていけない。 - 宿題に時間がかかっている。 - 一生懸命勉強してもなかなかわからない。 - 苦手な教科をひとりで解けず、周りの目が気になる。
○人間関係	- 学校に馴染めない。 - 転校したばかりなのでなれてない。 - 新しく話せる人はできたけど、それを友達と呼んでいいのかわからない。 - 友達にいじめられる。 - 自分の意見を主張できない。
○将来のこと	- 自分の将来やりたいことがわからない。 - 進路。

③困っているときに頼れる人

困っているときに頼れる人がいるかについて、「いいえ」は6.1%となっています。

困っているときに頼れる人は誰かについては、「家族」や「友達」、「学校の先生」等の身近な人の割合が高くなっています。



④放課後過ごす際に「あったらいいなと思う」ものや場所

〈主な回答内容〉

○勉強のこと	・一人で宿題ができたり、勉強ができる施設。 ・友達と楽しみながら勉強できる場所。 ・勉強ができる広い図書館のような場所。 ・高いレベルで勉強できる塾。
○運動・遊びのこと	・バスケットボールやサッカーができる場所。 ・友達と仲よく遊べる公園。 ・遊具がたくさんある公園。 ・駄菓子やお菓子が買える店。 ・雨の日でも遊べる屋根付きの施設。
○その他	・部活動。 ・一人になれる時間。 ・友達とゆっくり話せる場所。 ・帰る途中で休憩できる日陰のある場所。

⑤自分がんばりたいことを大人に手伝ってもらおうとしたら、どんなことを手伝ってほしいか

〈主な回答内容〉

○勉強・スポーツのこと	・勉強を教えてほしい。 ・塾に通わせてほしい。 ・進路へのサポート。 ・スポーツの練習に付き合っしてほしい。 ・スポーツの用具を買ってほしい。
○心理面のこと	・自分がやりたいことを応援してほしい。 ・ポジティブな言葉をかけたり、アドバイスをしてほしい。 ・自分がわからないことを一緒に考えてほしい。 ・自分たちがわかるような言葉でしゃべって優しく説明してほしい。
○その他	・いろいろな経験ができる機会をつくってほしい。 ・何もせず、見守ってほしい。 ・料理や花の名前を教えてほしい。 ・おいしいご飯をつくってほしい。 ・社会のしきたりや世界のことについて教えてほしい。 ・夢の実現に向けて、何が必要か教えてほしい。

⑥あさぎり町がより良い町になるために必要だと思うこと

〈主な回答内容〉

○地域の環境のこと	・自然環境の保全や緑を増やす。 ・ゴミの分別を徹底し、ポイ捨てをなくす。 ・観光スポットをつくる。
○福祉のこと	・ボランティア活動を活発に行う。 ・交通ルールやマナーを守る。 ・交通機関等の移動手段を充実させる。 ・街灯や防犯カメラを増設する。 ・災害時の避難所を増やす。
○人とのつながりのこと	・いろいろな人が気軽に集える場所や機会をつくる。 ・あいさつをきちんとする。 ・町外の人が多く来てくれるイベントを開催する。
○その他	・ひとりひとりの個性を尊重する。 ・地域の伝統を残す。 ・地産地消を推進する。

5. (新) 子育てゆめぷらんの評価と検証

◆達成状況の評価基準

A：計画を上回って実行 B：計画通り C：目標に達しなかった D：計画を実行できなかった

(1) 取り組みの柱ごとの達成状況の評価

取り組みの柱① 地域ぐるみの子育て応援

項目	活動事業名	実績項目	R5実績	評価
地域の 子育て力 の向上	子どもを地域で守り育てる意識の啓発	町ホームページ等での実施状況の公表	実施	B
		町民大会参加者	廃止	D
	子ども会活動の充実	単位子ども会数	41	B
		育成者講習会	1回	B
	地域の人材活用の充実	太鼓踊り保存会への取材	なし	D
		「地域学校協働本部運営委員会」研修会	1回	B
地域の 人材等による 子育て応援	主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実	子どもに関する相談（延べ件数）	382件	B
	母子保健推進員活動の充実	赤ちゃん訪問件数	78件	B
	子育てサロン・子育てサークル活動の推進	実施ヶ所数	3ヶ所	B
		サロン実施回数	23回	B
		サロン参加者（延べ人数）	95名	B
	ファミリーサポートセンター事業の推進	協力会員数	13人	B
		依頼会員数	27人	B
		両方会員数	0人	C
		援助活動実績件数	103件	B
		協力会員養成講習会実施数	0回	C
		新規登録会員数	0名	C
	ボランティアセンターの活動充実	ボランティア協力校数	7校	B
		ボランティア養成講習会	1回	B
		受講者数	26名	B
遊び学べる場の確保・充実	公民館・図書館など公共施設の活用	ブックスタート時図書館利用についての情報提供人数（チラシ配布人数）	79人	B
		自主事業	1回	B
	公園活用の拡充	遊具の安全点検の実施回数	保守点検2回 定期見回り12回 大型遊具撤去	B
		学校による遊具等の定期的な安全点検の実施回数	年4回	B
		業者による遊具等の安全点検の実施校数	小学校5校	B
	総合型地域スポーツクラブの充実	会員数	479名	B
		開催種目数	21種目	B
子育て 関連機関の 連携強化	児童に関する連絡会議の充実	会議	1回	B
		町民大会参加者	中止	C
		ささえ愛福祉ネットワーク代表者会議	1回	B
		実務者会議	3回	B
		個別ケース検討会	15回	B
	庁内関係課の検討会	子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画部会事務局会議	1回	B

取り組みの柱② 健康づくりの推進

項目	活動事業名	実績項目	R5実績	評価
家族ぐるみでの生活習慣の見直し	「みんなの食育5か条」の推進	食事に関する栄養相談数	15人	B
		食育に関する講座実施回数	0回	C
		郷土料理教室実施回数	1回	C
		町内食育担当者推進検討会議・研修会開催回数	1回	C
		食と農の交流フォーラム開催回数	開催なし	D
		親子クッキング実施回数	1回	C
	「目指せ！親子で定期歯科受診100%」の推進	保育園・認定こども園・学校への出前講座の回数	33回	B
		幼児歯科検診事業	15回	B
		歯科医師・歯科衛生士検討会	2回	B
		フッ化物洗口事業	1,373人 (97.1%)	B
思春期の心と体の健康づくり	健康を守るための正しい知識の啓発	あさざり町「通信機器の安全利用に関するガイドライン」の周知	1回	B
		3ヶ月児健診受診者数	85人	B
		10ヶ月児健診受診者数	79人	B
		1歳6ヶ月児健診受診者数	82人	B
		3歳児健診受診者数	83人	B
		性教育事業備品貸出し件数	0件	B
		中学校での命の大切さについての講話の実施	1回	B
		妊娠前の喫煙率	20.0%	B
		妊娠前の飲酒率	58.3%	B
	思春期の悩みに応える体制づくり	相談者（延べ人数）	6人	B
		相談件数	2,195件	B
安心して子どもを産み育てる医療体制の確保	医療体制の確保	休日小児救急医療の町民利用件数	件数の把握なし	C
	適正な医療のかかり方の啓発	集団接種で実施していた予防接種項目数	すべて個別接種へ切り替え	B
		個別接種で実施できる項目数	個別接種 14種	B

取り組みの柱③ 親と子の豊かな成長のための環境づくり

項目	活動事業名	実績項目	R5実績	評価
子どもと家庭の育ちの向上	子どもの自主性・協調性・自立心等を伸ばすための地域活動の充実	体験活動回数	1回	B
		体験活動参加者	19名	B
		疑似体験回数	2回	B
		疑似体験参加人数	34名	B
	子育てを学ぶ機会の提供	母子手帳交付時の学級への参加率	80.0%	B
		母子手帳交付の学級への父親の参加率	23.3%	B
		親の学びプログラム	67回	B
開かれた学校づくりの推進	地域の人材（ゲストティーチャー）の活用	各小・中学校での事業実施（延べ人数）	4,248人	B
	学校開放の推進	学校運営協議会（各学校で実施）	各3回	B
		地域学校協働本部運営委員会	1回	B

取り組みの柱④ 安全で子育てしやすい町づくり

項目	活動事業名	実績項目	R5実績	評価
交通安全確保の充実	交通安全指導の推進	小・中学校交通安全教室	各校年1回	B
	通学路の安全整備	歩道整備延長	古町永才線歩道整備工事	B
		安全施設設置延長	岡原免田線歩道整備工事、永宮76号線安全対策工事、水路工事、用地買収	B
		通学路危険ヶ所点検	年1回	B
防犯対策の充実	地域の防犯対策の充実	「子ども110番の家」設置ヶ所	449ヶ所	B
		ご近所支え合いネットワーク実施地区数	15地区	B
	小・中学校における防犯対策の推進	交通安全・防犯教育の実施	年1回	B
子育てしやすい生活環境の整備	バリアフリー化の推進	公民分館におけるスロープ設置や段差の解消	0分館	C
	子ども連れにやさしいトイレ等の整備	トイレの改修	—	D
		オムツ交換台	—	D
		ベビーベッド	—	D
		授乳室	—	D
	教育・保育施設の整備	保育園・認定こども園の施設整備	0ヶ所	B

取り組みの柱⑤ ゆとりある子育てのための環境づくり

項目	活動事業名	実績項目	R5実績	評価
保育サービス等の充実	保育園・認定こども園における子育て支援の推進	実施ヶ所数	通常保育：12 延長保育：9 休日保育：1	B
	一時預かり事業の充実	実施ヶ所数	預かり保育：8 一時預かり：4	B
	病児・病後児保育事業の充実	利用者数（あさぎり町）	255人	B
		利用者数（4町村合計）	412人	B
		病後児保育利用者数	78人	B
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実	実施ヶ所数	8ヶ所	B
男女共同参画と「仕事と家庭の調和」の推進	職場・家庭・地域における男女共同参画の推進	町懇話会・研修会の開催	町懇話会4回開催 うち1回研修会	B
		計画概要版他パンフレット配布数	R4で完了	B
		町ホームページ公表・パブリックコメント	R4で完了	B
	「仕事と家庭の調和」の推進	母子手帳交付人数	60人	B
子育て家庭への経済的支援	各種手当・助成制度に関する情報提供	町広報紙掲載回数	2回	B
		町広報紙・町ホームページ掲載回数	各1回	B
	保育料等の軽減	対象世帯	52世帯	A
	子ども医療費助成制度の充実	支払額	53,987,249円	A
		受給者数	2,144人	A

取り組みの柱⑥ 相談支援・情報提供の充実

項目	活動事業名	実績項目	R5実績	評価
障がいや病気等がある子どもへの支援	早期発見・早期療育体制の整備	乳児訪問率	100%	B
		1歳6ヶ月健診受診率	100%	B
		3歳児健診受診率	98.8%	B
		就学時検診の開催	1回（4ヶ所）	B
		気づき児童数	241名	B
		特別児童手当受給者数	65名	B
		障がい児福祉手当	6名	B
	相談支援体制・交流活動の充実	町の発達相談回数	17回	B
		球磨圏域乳幼児発達相談回数	0回	D
		園訪問回数（地域療育センター同行）	24回	B
		巡回支援回数	126回	B
		さくらんぼの会開催回数	2回	B
		発達外来相談数（延べ回数）	0回	D
		就学時健診の開催	1回（4ヶ所）	B
		訪問支援	21件	B
		施設支援	44件	B
	障がい児保育の充実	園訪問回数	24回	B
		利用者数	95人	B
		実施ヶ所数	9ヶ所	C
	就学相談・教育体制の充実	事前に教育委員会に情報提供した人数	96人	B
		実際に就学相談を行った人数	9人	B
		特別支援連携協議会の実施回数	年6回	B
ひとり親家庭への支援	子育て・生活支援の推進	ひとり親家庭等に対する無料相談所の開設	0回	D
		ひとり親家庭親子交流会参加世帯数	16世帯	B
		ひとり親家庭親子交流会参加人数	43名	B
	就業促進のための支援	パンフレット配布数	193人	B
児童虐待防止対策の推進	児童虐待防止・里親に関する啓発	虐待防止啓発の町広報紙掲載回数	1回	B
	乳児家庭全戸訪問事業等の充実	乳児訪問率	100%	B
		1歳6ヶ月健診受診率	100%	B
		3歳児健診受診率	98.8%	B
	地域の人材等の活動の充実	子どもに関する相談（延べ件数）	382件	B
	相談支援体制の充実	妊産婦及び乳幼児等支援会議	12回/年	B
子ども家庭総合支援拠点の設置状況		こども家庭センターR6設置	B	
あさぎり町ささえ愛ネットワーク連絡会の活用	児童相談を受けた人数	85人	B	
子どもへの貧困対策	相談支援体制や援助の取り組み	物資無料配布会実施回数	4回	B
		物資無料配布世帯数	37世帯	B
		生活困窮相談をした世帯数	7世帯	B
人材・情報提供の充実と機関との連携	地域子育て支援の充実	子育てサークル実施ヶ所数	3ヶ所	B
		保育園・認定こども園向けの研修会実施回数	2回	B
	情報提供・啓発活動の充実	内容更新回数	年1回	B

(2) 達成状況のまとめ

全体のA評価とB評価の合計は 114 項目 (84.4%) で多くの取り組みが目標を達成できています。

取り組みの柱ごとにみると、「④ 安全で子育てしやすい町づくり」はC評価とD評価の合計が5項目 (38.5%) と他の取り組みの柱に比べ、目標を達成した割合が低くなっています。

取り組みの柱	A評価	B評価	C評価	D評価	実績項目数
① 地域ぐるみの子育て応援	0 (0.0%)	27 (81.8%)	4 (12.1%)	2 (6.1%)	33 (100.0%)
② 健康づくりの推進	0 (0.0%)	18 (75.0%)	5 (20.8%)	1 (4.2%)	24 (100.0%)
③ 親と子の豊かな成長のための環境づくり	0 (0.0%)	10 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	10 (100.0%)
④ 安全で子育てしやすい町づくり	0 (0.0%)	8 (61.5%)	1 (7.7%)	4 (30.8%)	13 (100.0%)
⑤ ゆとりある子育てのための環境づくり	3 (20.0%)	12 (80.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)
⑥ 相談支援・情報提供の充実	0 (0.0%)	36 (90.0%)	1 (2.5%)	3 (7.5%)	40 (100.0%)
合計	3 (2.2%)	111 (82.2%)	11 (8.1%)	10 (7.4%)	135 (100.0%)

6. あさぎり町のこども・子育てに関する課題のまとめ

(1) こどもまんなか社会実現に向けた地域の環境づくり

- こども基本法の基本理念及びこども大綱の基本的方針では、こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが示されています。
- ニーズ調査によると、こどもの権利の内容について知っている割合は、半数程度にとどまっています。こどもの権利の周知・啓発が必要です。
- こども・若者世代調査によると、約4割が孤独感を抱えた経験があることがわかります。孤独感の解消に向けた地域のつながりづくりや孤独を感じる人を支える体制づくりが求められます。
- 少子高齢化が進展するあさぎり町においては、今後、地域の人材が不足していくことが予想されます。人材確保に向けた、団体への支援や町民の意識醸成を推進していくことが重要です。

(2) 子育て世代の安心につながる支援の充実

- ニーズ調査によると、父母の健康への不安について、「不安は全くない」は全体の2割程度にとどまっています。健康づくりの意識の醸成や適切な健康指導、医療体制の確保が求められます。
- ニーズ調査によると、育児に自信が持てないことがある割合は、就学前児童保護者と小学生児童保護者ともに6割を超えています。家庭の子育て力向上に向けた支援が必要です。

(3) こどもの健やかな成長を育む切れ目のない支援の充実

- こどもの人口減少が続いているなかで、令和11年時点の0～11歳人口は1,000人を下回ると予想されています。そのようななかでも、保育・教育の体制を維持し、ニーズに見合った事業量を確保し続けることが重要です。
- こどもの生活に関する調査によると、今の困りごとで勉強のことについての意見が多く挙げられました。教育環境の整備を通じて、教育の質の向上に努めることが求められます。
- 「こどもの居場所づくりに関する指針」では、すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現することが理念として掲げられています。
- ニーズ調査やこどもの生活に関する調査から、こどもが遊べる場や友だちと集まれる場等のこどもの居場所のニーズが高いことがわかります。こどもの視点を尊重し、こどもと対話しながら、こどもにとっても住みやすいまちづくりを進めることが重要です。

(4) 若者がいきいきと暮らしていくための支援の充実

- ニーズ調査によると、育児休業を取得した父親の割合は母親に比べ、50%以上低いことがわかります。また、父親の取得しなかった理由において、職場の雰囲気や2割以上となっています。父親の育児参加の推進に向けて、企業への啓発等の取り組みを進めていくことが重要です。
- 未婚率の推移をみると、男女ともに増加が続いています。性の多様性や結婚・家族観の変化に配慮をしつつも、結婚したくてもできない若者に対し、支援を充実させることが必要です。
- こども・若者世代調査によると、地域が自分の居場所となっていないと答えた割合は25.2%となっています。また、これからのあさぎり町に必要な取り組みとして、気軽に交流できる居場所づくりと答えた割合は31.7%となっており、若者の居場所づくりのニーズが高いことがわかります。若者がいきいきと暮らしていくためにも、交流や憩いの場づくりを進めていく必要があります。

(5) 様々なこども・若者及びその家庭の状況に応じた支援の充実

- 令和5年度の児童虐待に関する相談件数は、40件となっています。関係機関等と連携し、虐待を受けたこどもに寄り添い、それぞれの事情に応じて適切に対応を続けていくことが重要です。
- こども・若者世代調査によると、これからのあさぎり町に必要な取り組みとして、困難を抱えるこども・若者を包括的に支援する体制を整備することと答えた割合が31.7%となっています。特別な事情を抱えたり、制度の狭間にあるこども・若者及びその家庭に支援が行き渡るよう支援体制を整備していくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

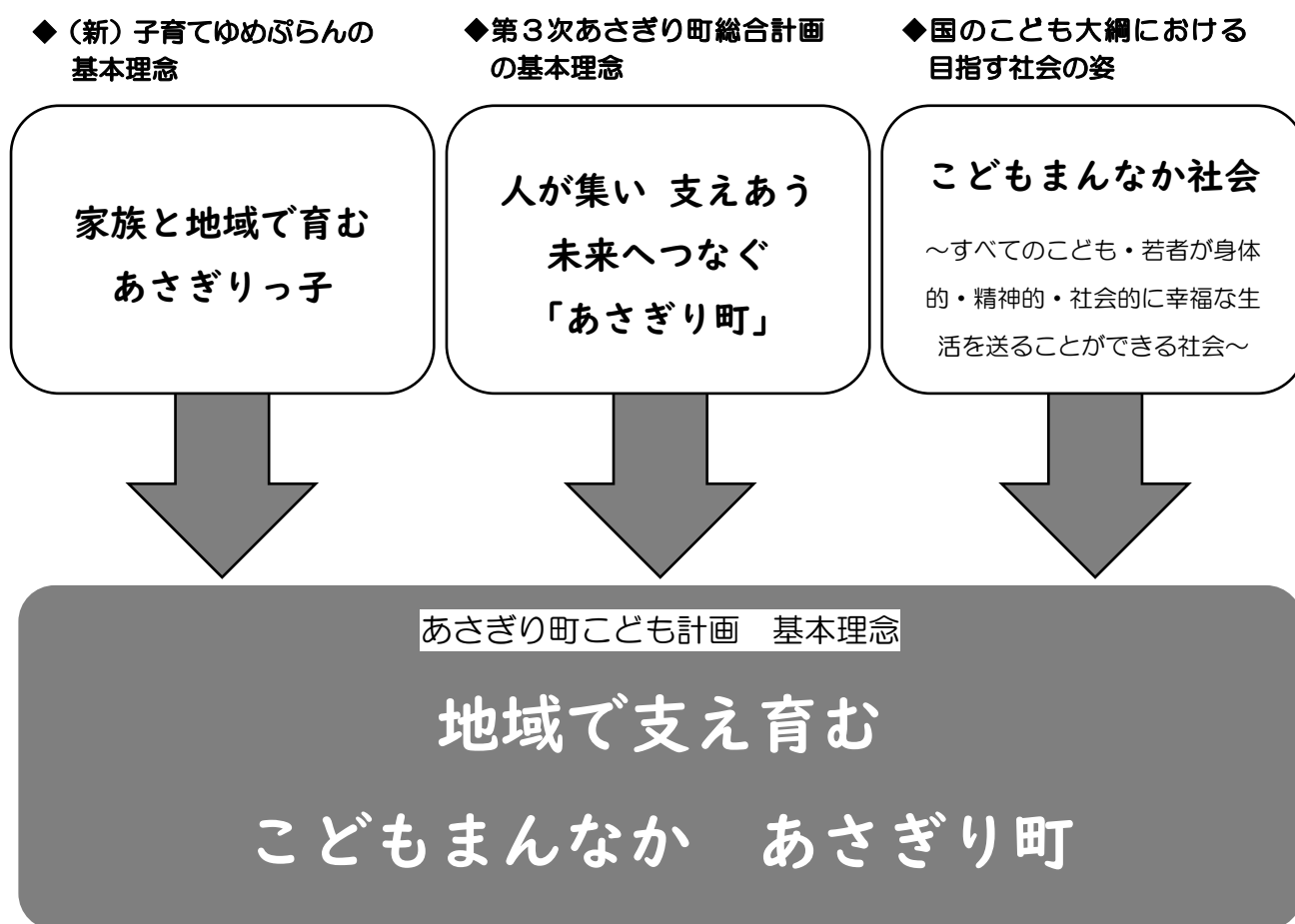
1. 計画の基本理念

あさぎり町ではこれまで、「家庭と地域で育むあさぎりっ子」を基本理念に掲げ「(新)子育てゆめぷらん」を策定し、かけがえのない子どもたちを家庭と地域で育むことを基本として、子どもたち自身が自らの生きる力を育むことを地域みんなで応援し、子どもを育てている家庭を地域全体で支えていくまちづくりの実現に向け、取り組みを進めてきました。

しかし、全国的に少子化の進展や人口減少に歯止めがかかっておらず、さらに子ども・子育て世帯を取り巻く環境は複雑・多様化しています。

こうした課題の解決に向け、あさぎり町では「(新)子育てゆめぷらん」の取り組みを引き継ぎ、さらなる推進を図るとともに、若者世代への支援を計画に含め、子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援を行うことが重要です。

本計画においては、上記のような、子ども・子育てを取り巻く環境や上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会」という考え方を踏まえ、新たな目指す姿として基本理念を設定します。



2. 計画の基本目標

基本目標1 こどもまんなか社会実現に向けた地域の環境づくり

こどもまんなか社会の実現に向け、その重要性の周知・啓発を行いあさぎり町全体でこども・若者を応援し、支える意識の醸成を図ります。また、子育てやこども・若者の発育を地域全体で支える環境づくりに向け、地域のつながりや活力の醸成につながる取り組みを推進します。

基本目標2 子育て世代の安心につながる支援の充実

妊娠・出産期やこどもの発育段階に応じて、子育て世帯へ切れ目のない支援を行い、安心してこどもを生み育てられる環境づくりを推進します。

基本目標3 こどもの健やかな成長を育む切れ目のない支援の充実

こどもの発育段階に応じて、こどもの健康づくりや保育・教育環境の整備、こどもの居場所づくりなどを行い、こどもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進します。

基本目標4 若者がいきいきと暮らしていくための支援の充実

若者が様々な教育や体験の機会を通じ、人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となることや、仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持ち、選択できる社会環境づくりを進めます。

基本目標5 様々なこども・若者及びその家庭の状況に応じた支援の充実

虐待、貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の状況に応じた支援の充実を図ります。また、病気や障がいのあるこども・若者やヤングケアラーなど、個々の状況に応じて適切な支援につなげます。

3. 施策の体系

基本理念

地域で支え育む こどもまんなか あさぎり町

基本目標	施策の方向
基本目標1 こどもまんなか社会実現に向けた 地域の環境づくり	(1) こどもの権利の尊重
	(2) 情報提供の推進・相談体制の充実
	(3) 子育てしやすい生活環境の整備
	(4) 関係機関・団体の活動の充実と連携強化
	(5) 地域の子育て力の向上
基本目標2 子育て世代の安心につながる 支援の充実	(1) 安心してこどもを産み育てられる医療体制の確保
	(2) 家庭の子育て力の向上
	(3) 子育て家庭への経済的支援
基本目標3 こどもの健やかな成長を育む 切れ目のない支援の充実	(1) 安心保育サービス等の充実
	(2) 健やかな成長につながる教育機会の提供
	(3) 遊び・学べる場やこどもの居場所の確保
	(4) 心身の健康づくりへの支援の充実
基本目標4 若者がいきいきと 暮らしていくための支援の充実	(1) 男女共同参画と「仕事と家庭の調和」の推進
	(2) 就労や結婚、こどもを持つことの希望を 叶えるための支援
	(3) 若者が学び育ち活躍できる場の提供
基本目標5 様々なこども・若者及びその家庭の 状況に応じた支援の充実	(1) 障がいや病気等があるこども・若者への支援
	(2) ひとり親家庭への支援とこどもの貧困対策の推進
	(3) 児童虐待防止対策の推進
	(4) 特別な事情を抱えたり、制度の狭間にある こども・若者及びその家庭への支援

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ．こどもまんなか社会実現に向けた地域の環境づくり

(Ⅰ) こどもの権利の尊重

こどもの権利の周知・啓発を図り、理解を深める取り組みを推進します。また、こどもや大人が権利について知り、こども自身が意見表明したり、声をあげたりすることができる環境づくりを推進します。

活動・事業名

○こどもの権利の周知・啓発

活動・事業内容	担当課等
- こどもの権利の理解促進に向け、町広報紙や町ホームページ等を活用し、広く町民に周知・啓発を行います。 - 人権週間において、こどもの権利の周知・啓発に向けた取り組みを推進します。 - こども自身が権利侵害に気づき、声をあげることができるよう、学校や家庭において、こどもに対するこどもの権利教育を推進します。	生活福祉課 教育課

活動・事業名

○こどもの意見表明・声をあげられる環境づくり

活動・事業内容	担当課等
- こどもの意見表明の機会づくりに努め、こどもの意見を取り入れたまちづくりを推進します。 - こどもの権利侵害があった際の相談場所として、子どもの人権110番や児童相談所、こども家庭センターの周知を図り、こどもの権利侵害にいち早く対応できる環境を整備します。	生活福祉課 教育課

（２）情報提供の推進・相談体制の充実

様々な情報を利用者の立場に立ち、必要な人に届けることができるよう情報提供を行います。また、こども・若者やその保護者の不安解決や安心につながる適切な相談体制の整備を推進します。

活動・事業名

○情報提供・啓発活動の充実

活動・事業内容	担当課等
- 生活福祉課、健康推進課、教育課窓口で「子育て支援情報誌」を必要に応じて配布します。また、出生や就学前のこどものいる家庭の転入時には総合窓口で配布を行い、保健師が乳児訪問した際にも同情報誌を活用し、情報提供を図ります。 - 同情報誌については、今後とも内容の見直しや充実を図りながら、こどもを持つ親や家族が知りたいと考える情報の記載に努めます。 - 必要な情報が必要な人に届くよう、町広報紙や町ホームページでの情報発信を引き続き行うとともに、SNSの活用等町民のニーズに応じた情報発信に努めます。	生活福祉課 健康推進課 教育課

活動・事業名

○相談体制の充実

活動・事業内容	担当課等
- こども家庭センターで、妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応します。 - 乳幼児健康診査や育児学級等において、保護者の不安や悩み等、個々の相談に対応します。 - 各種相談窓口について、町広報紙や町ホームページ等を活用し、広く周知を行います。	生活福祉課 健康推進課 教育課

(3) 子育てしやすい生活環境の整備

安心して子育てができる生活環境の実現に向け、交通安全の確保、防犯対策の充実、利用しやすい公共施設や教育・保育施設の整備を行います。

活動・事業名

○交通安全指導の推進

活動・事業内容	担当課等
- 交通指導員による交通安全指導や各单位子ども会による街頭指導、PTAなどの社会教育団体による「あいさつ運動」を全校区での活動として推進します。 - こどもたちの自転車の安全運転意識の向上を図る意味から、交通安全協会主催の自転車安全運転コンクールへの積極的な参加を呼びかけます。 - 自転車を利用する児童生徒に対し、自分自身が加害者になることも念頭に置きながら、交通安全ルール遵守についての指導徹底を図っていきます。	総務課 教育課

活動・事業名

○通学路の安全整備

活動・事業内容	担当課等
- 通学路整備や、信号機やミラー、防犯灯等の設置への要望には、緊急度の高い箇所から順に整備を進めていきます。 - P T A活動等により通学路等の地区危険マップ作成及び点検を実施するなど、実態把握を行うとともに関係機関と連携し、必要に応じて適切な対策を講じるよう努めます。	総務課 建設課 教育課

活動・事業名

○地域の防犯対策の充実

活動・事業内容	担当課等
- 小学校各校区に地域学校安全指導員を設置し、学校応援団をはじめ、地域住民の理解と協力により、こども見守り活動の充実を図ります。 「子ども110番の家」の設置の充実や設置ヶ所の確認、見直しを進めるとともに、こどもの防犯ブザーの携帯を推進し、緊急時のこどもの保護等について、地域住民の理解と協力を呼びかけます。 - 地域安全指導員などによる青色回転灯を装着したパトロール車両による防犯パトロールを実施し、町内における犯罪の発生を未然に防止します。 - 防犯パトロールなどを実施している自主防犯活動団体に対し、防犯物品の無償供与を行い、自主防犯活動のさらなる推進に努めます。 - 社会福祉協議会では、町内の行政区が主体となるご近所支え合いネットワーク事業を展開し、地区役員及びボランティア有志の地区福祉委員による、こどもの地域見守り活動を支援します。	総務課 教育課 社会福祉協議会

活動・事業名

○小・中学校における防犯対策の推進

活動・事業内容	担当課等
・「大きな声で近くの大人を呼ぶ」、「防犯ブザーの効果的活用」、「子ども 110 番の家に駆け込む」等、こどもが防犯上の対策を身につけるための学習機会の提供に努めます。 ・小・中学校において不審者が侵入した場合を想定した実践的な訓練を実施し、不測の事態に備えます。 ・こどもたちの登下校時の事故や校内への不審者の侵入などに速やかに対応するため、危機管理マニュアルを策定し、訓練等の実施に努めます。 ・地域と一体になったコミュニティ・スクールに取り組み、地域の人の見守りなどの充実を図ります。	教育課

活動・事業名

○バリアフリー化の推進

活動・事業内容	担当課等
・公民分館などの公共施設において、バリアフリー化の必要性を認識し、区からの要望にあわせ、バリアフリー化の推進に努めます。	建設課 教育課

活動・事業名

○こども連れにやさしいトイレ等の整備

活動・事業内容	担当課等
・公共施設などにおいて、こどもサイズの便器、手洗い、ベビーベッド、授乳室などの整備の推進に努めます。	総務課 農林振興課 商工観光課 建設課

活動・事業名

○教育・保育施設の整備

活動・事業内容	担当課等
・教育・保育施設において、老朽化がみられる場合は必要に応じて、国、県、町の補助金を活用し整備に努め、地震や台風などの自然災害の脅威からこどもたちを守ります。	生活福祉課 教育課

(4) 関係機関・団体の活動の充実と連携強化

こどもの健全な育成や若者・子育て家庭への支援を担う関係機関・団体の活動の充実を図るとともに関係機関・団体や行政等が連携し、地域が一体となってこども・若者とその家庭を応援できる環境を整備します。

活動・事業名

○主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実

活動・事業内容	担当課等
- 家庭訪問等によるこどものいる家庭に対する相談支援及び関係機関との連携強化を図ります。 - 民生委員・児童委員協議会で地域の現状把握に努め、相談支援及び関係機関との連携強化を図ります。	生活福祉課 社会福祉協議会

活動・事業名

○母子保健推進員活動の充実

活動・事業内容	担当課等
- 母子保健推進員の資質の向上に努めながら、地域のなかで保護者の頼りになる存在となるよう活動支援を行います。 - 家庭訪問等により、子育ての悩みや不安に寄り添うとともに、サポートを必要としている家庭の状況等を行政に連絡するなど、地域と行政のパイプ役としての活動を推進します。 - 子育ての不安等に関わる研修機会の充実や定例会での情報共有を行い、支援の質の向上に努めます。	健康推進課

活動・事業名

○ファミリーサポートセンター事業の推進

活動・事業内容	担当課等
- 保護者の就労や緊急時等の一時的な預かり、送迎、家事、育児の援助を支援するため、ファミリーサポートセンター事業を推進し、充実を図ります。 - 協力会員の養成、依頼会員の随時募集に取り組みます。 - 事業内容や活動状況について町広報紙や町ホームページ等に掲載し、周知に努めます。 - 利用会員の減少や協力会員の高齢化等の地域の実情に応じて、ファミリーサポートセンター会則の見直しを図ります。	生活福祉課 社会福祉協議会

活動・事業名

○ボランティアセンターの活動の充実

活動・事業内容	担当課等
・関係機関と連携し、ボランティア養成講座等を行い、子育て支援ボランティアの育成を図ります。 ・ボランティアの登録・派遣など、利用しやすい体制をつくります。 ・ボランティア協力校の活動については、各校ごとに自主的に取り組んでいくこととし、要請があれば関係機関と連携し、支援していきます。また、未就学児に対する連携についても検討していきます。	社会福祉協議会

活動・事業名

○児童に関する連絡会議の充実

活動・事業内容	担当課等
・地域全体でこどもたちの健全育成を図るため、「あさぎり町青少年健全育成町民会議」の活動の充実を図り、各構成団体への情報提供と活動の浸透を進めます。 ・関係機関の意見交換や情報の共有化、各種活動の推進を図るため、既存のネットワークの充実と、そこでの連携を深め、子育て支援を地域全体で取り組んでいきます。 ・町内児童生徒の情報交換のため、小・中学校と連絡会を実施していきます。	生活福祉課 健康推進課 教育課

活動・事業名

○庁内関係課の検討会

活動・事業内容	担当課等
・こどもの成長や年齢に応じた体系的支援プログラムの整備のため、方向性や取り組みについての意見交換を行い、関係各課が連携し効率のよい事業活動に努めます。	生活福祉課 健康推進課 教育課

(5) 地域の子育て力の向上

地域住民が子育てへの関心・理解を高め、子育て経験者の知識や経験を活かせる子育て支援につなげていきます。

活動・事業名

〇こどもを地域で守り育てる意識の啓発

活動・事業内容	担当課等
・「こども計画」について、町広報紙や町ホームページ等で啓発を行います。 ・地域学校協働活動の充実を図り、こどもを地域で育てるという意識の醸成に努めます。	生活福祉課 教育課

活動・事業名

〇子ども会活動の充実

活動・事業内容	担当課等
・地域の再編や子ども会活動を通じて地域のつながりも持てるよう支援します。 ・地域の大人の参加を促進し、行事や活動の充実を図ります。 ・子ども会が未組織の地域については、子ども会発足へ向けての支援を行います。また、「あさぎり町子ども会育成連絡協議会」を活用し、各単位子ども会の交流や情報交換等の連携強化・指導者育成のための研修会等を積極的に取り組みます。	教育課

活動・事業名

〇地域の人材活用の充実

活動・事業内容	担当課等
・地域の技能者・各分野の経験者の協力を得ながら、子育て支援に関わる学校を含む地域活動等により一層の充実を図ります。 ・学校運営協議会については、地域と学校の協働を促し、研修会等を通じてより一層の充実を図ります。 ・地域学校協働活動の充実を図るため、地域と学校の適切な連携のあり方を検討します。	教育課

活動・事業名

〇地域子育て支援の充実

活動・事業内容	担当課等
・地域における子育て支援に関する相談・情報提供に関する総合窓口としての機能充実を図ります。 ・子育て力の低下や核家族化により、保育園・認定こども園に求められるニーズが多様化し、様々な対応が必要となるため、保育士等の質の向上のために研修機会の提供に努めます。 ・必要な支援の調整や関係機関との連携を行うなど、転入家庭や妊産婦、児童に対して切れ目のない支援を提供します。 ・乳幼児やその保護者に対する定期的な子育てサロン・サークルの開催などを支援します。	生活福祉課 健康推進課

基本目標 2. 子育て世代の安心につながる支援の充実

(1) 安心して子どもを産み育てられる医療体制の確保

安心して子どもを産み育てられるよう、出産後の母子に対する心身のケアや育児サポート等の支援の実施や将来にわたっての産科・小児科医療の確保、医療を受けやすい環境づくりに関する取り組みを進めるとともに、子どもが病気の際の適切な対応、適正な受診や服薬等が子どもの健康管理に重要であることの啓発に努めます。

活動・事業名

○適切な医療体制の確保

活動・事業内容	担当課等
- 小児科の休日・夜間の医療体制について、広域的に医療機関と連携し充実に努めます。 - 休日当番医については、各種新聞以外に町広報紙や町ホームページで独自に周知します。 - 産科医療の確保に向け、「南九州中部地域医療連携協議会」において検討を行い、広域的に医療機関と連携して取り組みます。	健康推進課

活動・事業名

○適正な医療のかかり方の啓発

活動・事業内容	担当課等
- 予防接種については、適切な時期により安全に接種できるようかかりつけ医による個別接種としますが、管外での広域接種事業や県外での接種に対応した償還払い制度、場合によっては集団接種で実施するなど、対象者が接種しやすい方法を検討します。 - 接種医療機関や保護者に対して、予防接種による事故や過誤防止のために正しい知識の啓発に努めます。 - 妊娠中の健康管理の充実のため、母子健康手帳交付時の保健指導を充実させるとともに、妊婦健康診査の定期受診を勧めるために費用の助成を継続します。 - こどもの急な病気への対処法を健康診査や育児学級等で啓発するとともに、電話による医療相談（小児救急電話相談（#8000））の周知を図ります。	健康推進課

活動・事業名

○産後ケア事業の充実

活動・事業内容	担当課等
出産後の心身の疲れや、育児の面での様々な悩みの解消など、安心して子育てができるよう、医療機関や助産院、または助産師等による訪問等での支援を行い、母子の身体とこころのケアや育児サポートなどを行います。	健康推進課

（２）家庭の子育て力の向上

家庭における教育力を総合的に高めるため、育児学級等で子育てについて学ぶ機会の提供に努めます。

活動・事業名

○子育てを学ぶ機会の提供

活動・事業内容	担当課等
・妊婦や子育て中の両親を対象とした育児学級等、親や子の健康管理や楽しい子育てにつながるようさらなる内容の充実を図ります。 ・乳幼児を育てる保護者が最も関わりのある保育園・認定こども園において、子育てについて広く深く学ぶ機会が得られるよう、学習の場の開催等を関係者に働きかけます。 ・母子健康手帳交付時には、夫婦（パートナー）での参加を促し、個に応じた支援ができるよう内容の充実を図ります。 ・家庭教育やしつけ、児童心理等を学んだり、青少年の健全育成につながるような講座や講演会等の開催を企画し実施に努めます。 ・子育てをする親同士がふれあう機会を増やし、成長していけるよう「親の学びプログラム」の活用を推進します。	健康推進課 教育課

活動・事業名

○子育てサロン・子育てサークル活動の推進

活動・事業内容	担当課等
・保育園や認定こども園、公共施設などの身近な施設を利用し地域ボランティアも参加した、乳幼児やその家族に対する定期的な子育てサロン・子育てサークル活動を推進します。 ・協力会員の育成とともに、保護者の悩みや不安を軽減、保護者同士の交流や情報交換を推進するために活動の場の提供に努めます。 ・サポーターの自主的なサロン開催へ向け、協力会員の養成、依頼会員の周知・随時募集に取り組みます。 ・年間を通じてサロン会場を開放し、保護者同士の交流や活動の場の提供を行います。 ・定期的に食生活改善推進員の協力を得て調理体験を実施することで、食の大切さや楽しさについて学ぶ機会を設けます。	生活福祉課 社会福祉協議会

(3) 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭への適切な経済的支援を推進し、子育てに関する経済的負担の軽減に努めます。また、各種支援について情報提供を充実し、必要な人に支援が届くよう努めます。

活動・事業名

○各種手当・助成制度に関する情報提供

活動・事業内容	担当課等
・児童手当や就学援助費の支給制度等、各種手当、助成制度の周知・普及を図るため、子育て情報誌や町広報紙、町ホームページ等を活用した情報提供の充実を推進します。	生活福祉課 教育課

活動・事業名

○保育・教育における経済支援の充実

活動・事業内容	担当課等
・保育園・認定こども園において、町独自の保育料により保護者の経済的負担を軽減するとともに、国・県の制度に準じて多子世帯の保育料を軽減する事業を今後も継続して実施していきます。 ・国・県の制度に準じて副食費（おかず代等）の支援を実施していきます。	生活福祉課

活動・事業名

○子ども医療費助成制度の充実

活動・事業内容	担当課等
・子ども医療費助成制度について、助成内容や適正受診の周知を図るために、保護者への通知や町広報紙、町ホームページ等を活用した情報提供に努めます。	生活福祉課

基本目標 3. こどもの健やかな成長を育む切れ目のない支援の充実

(1) 安心保育サービス等の充実

安心して子育てができるまちづくりのため、保育サービス等の充実を図るとともに、保育ニーズに対応したサービスの実施を検討します。

活動・事業名

○保育園・認定こども園におけるサービスの充実

活動・事業内容	担当課等
- 国や県の補助金を活用し、延長保育など様々な保育・教育のサービスを提供することで、保護者のニーズに対応します。 - 保育人材の確保に向け、資格取得者や潜在保育士等の情報を幅広く収集するとともに、保育士が働きやすい職場環境の整備や保育士という仕事のやりがいや魅力の向上のため、国や県とも連携しながら、保育士の処遇改善を促します。 - 保育の質の向上のため、保育士の資質向上を目的とした講演会等の企画を行うとともに保育園・認定こども園や関係機関・団体と連携し、定期的な情報共有に努めます。	生活福祉課

活動・事業名

○一時預かり事業の充実

活動・事業内容	担当課等
- 冠婚葬祭や保護者の病気等のため、家庭において保育をすることが一時的に困難となった乳児または幼児について、一時的に預かりを行う事業の充実を図ります。 - 通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、認定こども園が行う保育活動の充実を図ります。	生活福祉課

活動・事業名

○病児・病後児保育事業の充実

活動・事業内容	担当課等
- 病気やけがで家庭や集団保育の困難な乳幼児や児童を、公立多良木病院企業団に付設された専用スペース「ホッと館」や認定こども園において、一時的に保育や看護をすることにより、子育てと仕事の両立支援を行い、児童の健全育成を図ります。 - 事業の適切な利用促進に向け、子育て支援情報誌や町広報紙、町ホームページ等を活用し、周知を行います。	生活福祉課

活動・事業名

○放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実

活動・事業内容	担当課等
・子育てと仕事の両立を支援するため、放課後や長期休暇等におけるこどもたちの安全な居場所を確保し、こどもの健やかな成長を図ります。 ・各クラブからの相談に対しては助言等を行い、適切な運営への支援に努めます。	生活福祉課

(2) 健やかな成長につながる教育機会の提供

こどもの健やかな成長のため、学校等における質の高い教育機会の提供に努めます。地域と密着し、地域とともにある学校づくり推進のため、地域人材を活用した特別授業や学校開放の充実を図ります。また、適切なメディアコントロールや社会性の発達、責任感を高める学習の推進を図り、心身の健全な発達を支援します。

活動・事業名

○地域の人材（ゲストティーチャー等）の活用

活動・事業内容	担当課等
・地域住民や職場の人を学校にゲストティーチャーとして積極的に招き、地域住民が持つ有能な技量を最大限に活用することで、小・中学校での授業内容の充実を図ります。 ・大学生や元教員等の協力のもと、地域未来塾を開催し、小学3年生と中学3年生の希望者に対し、学習支援を行います。	教育課

活動・事業名

○学校開放の推進

活動・事業内容	担当課等
・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を両輪として、地域と学校が互いに連携・協働する活動を推進します。 ・小・中学校は、地域行事等に積極的に参加し、児童生徒と地域住民とのさらなる交流を図ります。	教育課

活動・事業名

○適切なメディアコントロールの推進

活動・事業内容	担当課等
・テレビやゲームが生活習慣や発達に及ぼす影響について学び、ルールを決めて使うよう啓発する機会をつくります。 ・保護者の理解と協力を得ながら、携帯電話やスマートフォン、インターネット利用の実態を把握し、安全な利用とあわせて、情報モラルや倫理観が育まれるよう児童生徒への啓発を行います。	教育課

活動・事業名

○社会性の発達や責任感を高める学習の推進

活動・事業内容	担当課等
・学校において、町内の保育園・認定こども園の協力を得て、乳幼児とのふれあいの機会をつくり、幼児の純粋な反応を通じて他者との協力によるコミュニケーション能力の向上や責任感やリーダーシップの育成を高める学習を実施します。	教育課

(3) 遊び・学べる場やこどもの居場所の確保

こどもが地域のなかで自主的に参加し、自由に安心して遊び、安全に過ごせるよう、放課後や週末の居場所づくりを推進します。また、こども自身が様々な経験を通じて生きる力を学び、身につけながら成長していくための学べる場づくりを推進します。

活動・事業名

○公民館・図書館など公共施設の活用

活動・事業内容	担当課等
・公民館等を利用した地域における遊び・学べる場の開放を推進します。 ・ブックスタート事業（赤ちゃんと本を通じて楽しい時間をわかち合うことを目的とした事業）や読み聞かせ事業等を通し、図書館の利用促進を図ります。 ・伝承遊びなどを通じて地域の方との交流行事などを推進します。 ・指導者の育成支援やボランティアグループのネットワークづくり等の課題について庁内関係課や関係機関と連携して検討を進めます。 ・町広報紙や町ホームページなどを活用し、図書館の利用促進を図ります。 ・生涯学習センター図書館においては、一般図書を中心に専門性のある図書の充実 nỗめ、子育て世代の学習の場となるよう利用促進を図ります。 ・せきれい館図書館においては、児童図書を中心に図書の充実、親子・児童が集える企画を推進し、施設の利用促進を図ります。	健康推進課 教育課

活動・事業名

○公園活用の拡充

活動・事業内容	担当課等
・公園整備や遊具の点検を行い、安全面に最大限配慮しながら、利用促進を図ります。 ・遊具の老朽化が進んでいることから、点検結果により緊急性の高いものから順に修繕等を行います。 ・遊具設備拡充や公園整備は、維持管理を含め多大な経費を要することから、現状を維持しつつ、利用頻度に応じた設置遊具の見直しや安全に利用できるよう適正な管理に努め、町民から親しまれる憩いの場の提供に努めます。	建設課 教育課

活動・事業名

○総合型地域スポーツクラブの充実

活動・事業内容	担当課等
・こどもから大人まで気軽に参加できるクラブ活動を展開し、健康で活気のある地域や人づくりを目指します。 ・町民ニーズに対応した新たな種目を取り入れるなどスポーツにふれあう場の充実を図るとともに、町広報紙や町ホームページを活用し、活動についての周知を強化することで会員確保に努めます。	教育課

活動・事業名

〇こどもの自主性・協調性・自立心等を伸ばすための地域活動の充実

活動・事業内容	担当課等
・地域とこどもたちのボランティア意識高揚を図るための取り組みや指導者の育成・支援に努めます。 ・青年団の協力により実施している体験活動について、団員とこどもたちとの貴重な交流の場にもなるよう、さらなる充実を図ります。 ・地域での老人クラブとの交流活動や、障がい者支援施設での中・高校生ワークキャンプ等のさらなる充実を図ります。 ・社会福祉協議会での福祉学習活動の充実を図り、障がいの疑似体験セットの貸し出しや児童生徒を対象とした福祉入門講座について企画・推進します。 ・地域でのこどもと高齢者の交流推進のため、老人クラブ単位での意識向上やリーダーの養成などについて検討を進めます。	教育課 社会福祉協議会

活動・事業名

〇こどもの居場所づくりの推進

活動・事業内容	担当課等
・地域のなかでこどもたちが安心して過ごせる場所を創出するため、関係機関・団体との連携の強化や先進事例の調査、設置の検討などを進めます。 ・居場所づくりにあたっては、こどもの意見を取り入れ、こどもの視点に立った居場所となるよう努め、既存の資源の活用も含め検討を行います。	生活福祉課

(4) 心身の健康づくりへの支援の充実

こどもの頃から良い生活習慣を身につけられるよう、保護者や家庭等を通じて適切な指導・啓発を行うとともに、家族ぐるみでの健康維持に向けた取り組みを推進します。また、こころの健康を守るための学びの場や相談体制を充実させ、こどもたちの心身の健康づくりを支援します。

活動・事業名

〇こどもの頃からの良い生活習慣の形成に関する情報提供

活動・事業内容	担当課等
・乳幼児健康診査、育児学級、育児相談等あらゆる機会を利用して、乳幼児期からの生活リズムの大切さの啓発を行います。 ・子どもの健康に関する保護者の悩みや不安に関して、訪問や来庁等にて、保健師・栄養士が家庭の状況により相談に応じます。 ・乳幼児健康診査、育児学級等において、成長・発達を確認し、食事・運動・睡眠等の情報提供を行います。	健康推進課

活動・事業名

〇より良い食習慣の推進

活動・事業内容	担当課等
・乳幼児健康診査、育児学級、家庭訪問、育児相談等あらゆる機会を利用して、食の大事さやこどもの成長に応じた栄養と食習慣について学ぶ場を提供します。 ・保育園・認定こども園においては、親やこどもに対して親子料理教室や農作物の栽培等の食育に関する取り組みの充実を図ります。そのために管理栄養士による出前講座や食生活改善推進員による親子料理教室等への支援を行います。 ・食生活改善推進員をはじめとする地域の人材やグループとも協力しあい、学校の料理教室（郷土料理や農園の野菜料理）等、学校栄養士とも連携しながら、充実を図ります。 ・食生活改善推進員や学校、保育園・認定こども園との連携を図りながら、地域住民へ食育について啓発を行います。 ・小・中学校においては、授業や給食を利用した食育を推進します。 ・JA青壮年部の指導により、米・野菜等の栽培を実施している各小学校での学童農園事業を継続し、充実を図ります。 ・地元でとれた生産物を地元で消費することに理解を深め、農産物を育て成長していく過程を親子で学ぶ機会を確保し、学校給食での地元食材の消費推進など、検討を進めます。	生活福祉課 健康推進課 農林振興課 教育課

活動・事業名

〇こどもの健康推進体制の充実

活動・事業内容	担当課等
・保健に関する有意義な取り組みを図るため、市内の医師や薬剤師等と行政との「あさぎり町医療連携会議」を継続的に実施していきます。 ・学校や保育園・認定こども園と連携し、フッ化物洗口の実施と合わせて、こどもが自分で歯の管理ができるようになるよう、ブラッシング法や定期受診の重要性について学ぶ場を提供します。 ・学校と行政で、こどもの健康に関する課題を共有する機会を設定し、対策の検討に努めます。	健康推進課 教育課

活動・事業名

〇健康を守るための正しい知識の啓発

活動・事業内容	担当課等
・学校において、食生活や睡眠のリズムを整えることの重要性を学習し、自身の生活を振り返る機会をつくります。 ・健康診査や健康教育などの機会を通じて、生活リズムと心身の健康との関係について学ぶ機会をつくります。 ・学校において、性や性感染症について専門家による講演会を実施するなど、学習内容の充実を図るよう努めます。 ・学校での健康教育などの機会を通じて、親・家族やこどもを取り巻く地域住民に対して、喫煙や薬物乱用、飲酒に関する正しい知識とこどもの健康を守るための理解を求める啓発を行います。 ・母子健康手帳交付時において、喫煙・飲酒による妊婦や乳幼児への悪影響について正しい知識の普及・啓発を行います。	健康推進課 教育課

活動・事業名

〇思春期の悩みに応える体制づくり

活動・事業内容	担当課等
・精神科医のこころの健康相談や公認心理士のメンタルヘルス相談を実施し、気軽に相談できる相談日として地域住民に周知します。 ・中学校でのこころの健康づくり講話を行います。 ・より充実したこどもたちのこころの健康を確保するため、中学校へのこころの教室相談員の継続的な配置に努めます。	健康推進課 教育課

基本目標４．若者がいきいきと暮らしていくための支援の充実

（１）男女共同参画と「仕事と家庭の調和」の推進

職場や家庭における、男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発・活動の推進に努めます。また、仕事と家庭の両立のため、父親の子育て参加の促進や子育て家庭に配慮した企業の取り組みへの働きかけを推進します。

活動・事業名

○職場・家庭・地域における男女共同参画の促進

活動・事業内容	担当課等
・「あさぎり町男女共同参画推進基本計画」に基づく取り組みの充実を図っていきます。 ・職場や家庭、地域において男女共同参画を推進するため、広報・啓発、研修、情報提供等に努めます。 ・役場内の全管理職から構成する「男女共同参画庁内推進会議」を主体に、関連する部局での具体的な実践を推進・支援します。 ・地域の関係諸団体や住民代表などからなる「あさぎり町男女共同参画審議会」による意見交換や情報の共有化、各種活動などの推進を図ります。 ・熊本県男女共同参画センター（くまもと県民交流会館パレア）が主催するセミナー等へ参加し、県や近隣市町村、関係団体等との連携を図り、より効果的な推進を目指します。	企画政策課

活動・事業名

○「仕事と家庭の調和」の推進

活動・事業内容	担当課等
・母子健康手帳交付時に夫婦（パートナー）での参加を促し、家族が協力しながら子育てする意識の向上を図ります。 ・母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度に関わる情報提供に努めます。 ・育児休業を取得しやすい環境づくりに向け、企業や町民への啓発活動を推進します。	健康推進課

(2) 就労や結婚、こどもを持つことの希望を叶えるための支援

すべての若者が希望を持って生活できるまちを目指し、就労や結婚、こどもを持つことを希望する人への支援の充実を図ります。

活動・事業名

○就労支援の充実

活動・事業内容	担当課等
- 関係機関・団体や企業等と連携し、若者の希望に沿った職場づくりや雇用の創出に努めます。 - 町ホームページにおいて、雇用・求人情報を公開し、就労に関する情報提供に努めます。 - ハローワークやワンストップ就労相談窓口「ジョブカフェ・球磨ランチ」等の就労相談先の周知を図ります。	商工観光課

活動・事業名

○結婚支援の充実

活動・事業内容	担当課等
- 結婚願望を持つ人の出会いの場として、定期的な婚活イベントの開催に努めます。また、近隣市町村と共同での婚活イベントを開催し、より多くの出会いにつながる企画に取り組みます。 - 要件を満たす新婚世帯に対し、「あさぎり町結婚新生活支援補助金」を交付し、住居費や引越費用の補助を行います。	商工観光課

活動・事業名

○妊娠・出産への支援

活動・事業内容	担当課等
- 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため治療にかかる費用の一部を助成するとともに、制度の利用促進に向けた周知に努めます。 - 安心して産み育てるための支援体制の構築を推進します。	生活福祉課 健康推進課

活動・事業名

○あさぎり中学校農業体験ラボ

活動・事業内容	担当課等
あさぎり町の基幹産業である農業について、生徒自ら農業を体験することにより、作物の栽培のみならず食育への関心と農業を肌で感じ、農業を職業の選択肢として地元に残るよう担い手確保に向けた取り組みの推進に努めます。	農林振興課

(3) 若者が学び育ち活躍できる場の提供

すべての若者がいきいきと活躍し、大人になっても学び続けることができるよう、施設の利用促進やイベント・体験の企画、新たなチャレンジができる環境づくりを推進します。

活動・事業名

○学びの場の充実

活動・事業内容	担当課等
- 生涯学習センター図書館において、一般図書を中心に専門性のある図書の充実に努め、学習の場となるよう利用促進を図ります。 - 生涯学習センターにおいて、英会話教室等の年齢を問わずに参加できる学習の機会の提供に努めます。 - 関係機関・団体と連携し、地域資源を活かした体験教室や新たな学びにつながるセミナー等の実施を検討します。	教育課

活動・事業名

○若者が集い活躍できる場の充実

活動・事業内容	担当課等
- 町内で実施するイベントにおいて、若者の参加を積極的に呼びかけるとともに、若者が活躍できるイベントの企画に努めます。 - 若者が中心となって自分たちの取り組みたいことに積極的にチャレンジができる環境を形成し、活力あふれる町民主体のまちづくりが行えるよう、学校や青年団等と連携した取り組みを推進します。	商工観光課 教育課

基本目標 5. 様々な子ども・若者及びその家庭の状況に応じた支援の充実

(1) 障がいや病気等がある子ども・若者への支援

関係機関との連携を強化し、障がいの早期発見、早期療育に向けた体制づくりを整備するとともに、地域における障がいへの理解を深め、地域で安心して生活できるように各取り組みを推進します。

活動・事業名

○早期発見・早期療育体制の整備

活動・事業内容	担当課等
・乳幼児健康診査と相談・家庭訪問等で把握された要観察の乳幼児については、定期的に連絡や訪問するなどして、状況を確認するよう努めます。 ・乳幼児健康診査の方法や問診内容などについて、療育の専門家と協議しながら検討します。 ・上・中球磨巡回支援専門員整備事業により、発達障がい等の疑いのある子どもを就学前の早期に発見し、保護者、行政機関、保育園・認定こども園、学校等と連携して適切な療育につなげていきます。 ・保育園・認定こども園等の関係機関と療育を行う事業者との連携を強化します。 ・障がいのある子どもに対する福祉サービス等の制度の周知を図ります。 ・医療的ケア児に関しては、各関係機関と連携して就学援助を推進します。	生活福祉課 健康推進課

活動・事業名

○障がい児保育の充実

活動・事業内容	担当課等
・身近な地域で安心して生活し、その乳幼児の発達や障がいに合わせた療育や保育が受けられるよう、関係機関とも連携を図りながら、障がい児保育事業のより一層の充実を推進します。 ・障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育園や認定こども園に対し、補助を行うことにより、障がい児の処遇向上と受け入れ保育園の拡大を図ります。 ・障がい児に関わる保育士や保育教諭が、自信を持ち安定した保育を行えるよう、研修会等への参加を推進する取り組みを行います。	生活福祉課 健康推進課

活動・事業名

○相談支援体制・交流活動の充実

活動・事業内容	担当課等
- 相談支援の充実を図り、適切なケアマネジメントが実施できるよう関係者の資質向上も含め、総合的な支援の充実を推進します。 - 児童発達支援センターを中心に、関係機関と連携し、地域における専門的な療育体制（医療的ケア児を含む）の充実を推進します。 - 療育から就学、地域での生活も含めて、家族や関係機関と連携をとりながら、継続した相談支援が行えるように努めるとともに、保護者の障がい受容を促す活動についても、十分に検討しながら取り組んでいきます。 - 保護者同士の交流により、お互いの情報交換や相談などができることから、親の会「さくらんぼの会」等の交流の場づくりの支援を継続して行います。 - 障がいのあるなしに関わらず、地域で多くの人と交流しながら育つように、地域活動（子ども会など）への参加・交流の促進に取り組んでいきます。 - 社会福祉協議会の「青空ピクニック」等の活動や福祉施設の行事等を活用し、障がいのある子どもや家族と、ボランティアなど地域の人も参加する広く交流できる機会の提供に努めます。 - 障がいのある人、子ども、その家族がよりよい生活を送るための意見の発信、そのための意見の集約及び研修の場として、「あさぎり町三障がい家族会『パレット』」を活用し、家族等の相互の交流と事業の充実を図ります。	生活福祉課 健康推進課 教育課 社会福祉協議会

活動・事業名

○就学相談・教育体制の充実

活動・事業内容	担当課等
- 障がいの疑いや発達の遅れなど経過を観察する必要がある子どもや、不安を抱えている家族には、相談や家庭訪問をしながら、その人の状態に合った支援を行います。 - 就学や教育に関する相談は、親や家族の希望を確認し児童生徒の状態に合わせた教育の受け入れ体制や支援等について、関係機関と連携しながら検討していきます。 - 既存のネットワークを活用し、福祉・保健・教育との連携体制の一層の充実を図ります。 - 学校等での「福祉教育」を推進し、児童生徒が、障がいについての正しい知識を学び、理解を深められるように努めます。 - 学習や生活について特別な支援を必要とする子ども（LD：学習障がい、ADHD：注意欠陥/多動性障がい、自閉症スペクトラム等の子ども）一人ひとりの教育的なニーズを的確に把握し、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行う「特別支援教育体制」の確立に努めます。	生活福祉課 健康推進課 教育課

(2) ひとり親家庭への支援とこどもの貧困対策の推進

すべてのひとり親家庭において、安心して生活できるようそれぞれの家庭の状況に応じた自立支援、就労支援及び子育て支援等を充実していきます。また、子育てに関わるサービスや経済支援事業など、経済的に厳しい家庭に対して子育てへの不安や負担感を軽減するための相談支援体制や援助の取り組みを推進します。

活動・事業名

〇ひとり親家庭への支援の充実

活動・事業内容	担当課等
・社会福祉協議会が実施するひとり親家庭親子交流事業の充実を図るとともに、そのために保護者の意見を多く取り入れることができる場を設けるなどの方策を講じます。 ・民生委員・児童委員の家庭訪問等によるひとり親家庭に対する相談援助の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。 ・ひとり親世帯には、熊本県母子寡婦福祉連合会などの事業を紹介します。	生活福祉課 社会福祉協議会

活動・事業名

〇生活困窮世帯への支援の充実

活動・事業内容	担当課等
・社会福祉協議会と連携し、家計相談支援事業などの活用を推進します。 ・就学支援に該当する世帯は、教育課で申請を受け認定し、学用品費、修学旅行費、医療費（学校病）を支給します。 ・子ども医療費助成制度において家庭の負担軽減に努めます。 ・国や県の補助制度を活用し、教育・保育の無償化及び副食費（おかず代等）の軽減に取り組みます。 ・多子世帯の子育て家庭に対して、より一層の配慮に努めます。 ・就学が困難な家庭に対し、奨学金の貸付けを行います。 ・児童生徒に対し、社会福祉協議会と連携して学習支援を行います。 ・関係課による包括的・継続的な支援に努めます。 ・子ども食堂の実施団体と連携して食の提供と居場所づくりに努めます。	生活福祉課 健康推進課 教育課 社会福祉協議会

活動・事業名

〇就業促進のための支援

活動・事業内容	担当課等
・教育訓練給付制度活用の周知により、能力開発の取り組み支援を行うとともに、個別的な就業支援のための相談支援に努めます。	生活福祉課

(3) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応を推進するため、地域の人材による家庭訪問等の活動や児童虐待に関する啓発活動の充実を図るとともに、各ネットワークを有効に活用していきます。

活動・事業名

○児童虐待防止・里親に関する啓発

活動・事業内容	担当課等
・ 町イベントでのチラシ配布による広報活動、町広報紙での記事掲載に加え、町ホームページでの周知・啓発に努めます。 ・ 各学校、医療機関へポスター掲示による周知・啓発を図ります。	生活福祉課 健康推進課 教育課

活動・事業名

○乳児家庭全戸訪問事業等の充実

活動・事業内容	担当課等
・ 乳幼児を育てる家族の悩みや心配ごとに寄り添い、児童虐待リスクの軽減を図るため、乳幼児健康診査での相談支援と乳児家庭全戸訪問事業等の活動を充実させます。 ・ 乳児家庭全戸訪問事業等に関わる保健師や母子保健推進員について、研修等により相談支援の質の向上に努めます。	健康推進課

活動・事業名

○地域の人材等の活動の充実

活動・事業内容	担当課等
・ 主任児童委員、民生委員・児童委員の家庭訪問等による相談支援及び関係機関との連携強化を図ります。 ・ 母子保健推進員の家庭訪問による育児支援・相談援助の充実を図り、地域と行政のパイプ役としての活動を推進します。 ・ 子育て不安や児童虐待等に関わる研修の参加に努めます。	生活福祉課 健康推進課 教育課

活動・事業名

○相談支援体制の充実

活動・事業内容	担当課等
・保育園・認定こども園、小・中学校、高校、球磨支援学校等と連携し、保護者とこどもの相談につなげます。 ・身体的暴力、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待などの相談に研修を受けた職員が対応し、児童虐待の解決に取り組みます。 ・ワンストップ窓口として、こども家庭センターの機能を充実させ、妊娠期からこどもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めます。	生活福祉課 健康推進課 教育課

活動・事業名

○各ネットワークの活用

活動・事業内容	担当課等
・こどもに関係する機関の意見交換や情報の共有化、早期支援を図るため、各ネットワークを活用することで、児童虐待の防止に関し地域全体で取り組みます。 ・保護者の精神疾患や複雑で複数の問題を抱える家庭で、親族や支援者とのトラブルから孤立しているケースが増加していることから、各ネットワークの取り組み強化を図りながら、複数機関による重層的な支援を継続的に進めていきます。	生活福祉課 健康推進課 教育課

(4) 特別な事情を抱えたり、制度の狭間にあるこども・若者及びその家庭への支援

近年、社会構造や生活様式の変化により、こども・若者及びその家庭における課題が細分化・複雑化しています。支援体制の整備・構築を進めるとともに個々の状況に応じたきめ細かな対応を推進し、困難な状況にある人への支援の充実を図ります。

活動・事業名

○不登校・ひきこもりのこども・若者への支援

活動・事業内容	担当課等
- いじめや不登校が発生しないよう未然に防止するための啓発や各学校への支援等を充実させるとともに、問題行動等が発生した場合には、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、こども一人ひとりの状況に応じた適切な対応を行います。 - ひきこもり対策として、関係機関・団体と連携しながら実態の把握に努めるとともに、必要に応じて自立支援や就労支援につなげていきます。	生活福祉課 教育課

活動・事業名

○ヤングケアラーへの支援

活動・事業内容	担当課等
- 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、個人の権利に重大な侵害が生じているにも関わらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあるため、学校や関係機関・団体と連携し、こども・若者や保護者への啓発活動を推進します。 - ヤングケアラーに該当するこども・若者に対し、本人の意向に添いながら、福祉、医療、介護、教育等の分野と連携し、個々の事情に沿った支援に努めます。	生活福祉課 教育課

活動・事業名

○こども・若者の自殺対策の推進

活動・事業内容	担当課等
- 学校と連携し、児童生徒に対して SOS の出し方やストレス解消法等の自殺予防教育を推進します。 - インターネットや SNS との適切な付き合い方の啓発を推進します。 - 庁内関係課や関係機関・団体と連携し、定期的な情報共有や個々のケースに応じた対策の検討を行います。	生活福祉課 健康推進課 教育課

第5章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

区域の設定については各自治体の裁量に任されており、本町では各地域のこどもの数や地理的、社会的条件等を踏まえ、「教育・保育提供区域」は、本町全域を1区域として設定します。

2. 教育・保育事業

「量の見込み」の設定にあたっては、過去5年間（令和2～令和6年）の人口動向及び事業実績をもとに推計を行いました。また、「確保方策」については、利用可能な施設の利用定員及び広域入所によって、「量の見込み」を充足することを目指し、設定しています。

◆教育・保育の給付認定区分

	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の就学前のこども		満3歳未満の就学前のこども
対象条件	2、3号認定のこども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な施設	幼稚園	保育園	
	認定こども園		

◆特定教育・保育施設

保育園	保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設
幼稚園	3～5歳児に対して学校教育を行う施設
認定こども園	保育所と幼稚園の機能をあわせ持つ施設

(1) 1号認定

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	25	24	23	23	23
確保 方策	町内施設利用	40	35	35	35	35
	町内認定こども園	40	35	35	35	35
	町外施設利用	3	1	0	0	0

量の見込み＝町内在住児童の町内施設利用者数＋町内在住児童の町外施設利用者数

確保方策＝利用定員＋他市町村施設の広域利用数

令和7年度：量の見込み＝25人 ⇒ 町内施設 40人＋町外施設 3人＝43人で受け入れ可能

令和8年度：量の見込み＝24人 ⇒ 町内施設 35人＋町外施設 1人＝36人で受け入れ可能

令和9年度：量の見込み＝23人 ⇒ 町内施設 35人＋町外施設 0人＝35人で受け入れ可能

令和10年度：量の見込み＝23人 ⇒ 町内施設 35人＋町外施設 0人＝35人で受け入れ可能

令和11年度：量の見込み＝23人 ⇒ 町内施設 35人＋町外施設 0人＝35人で受け入れ可能

(2) 2号認定

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	量の見込み	230	223	215	216	208
確保 方策	町内施設利用	265	265	252	252	239
	町内保育園	179	179	168	168	157
	町内認定こども園	86	86	84	84	82
	町外施設利用	19	25	27	22	10

量の見込み＝町内在住児童の町内施設利用者数＋町内在住児童の町外施設利用者数

確保方策＝利用定員＋他市町村施設の広域利用数

令和7年度：量の見込み＝230人 ⇒ 町内施設 265人＋町外施設 19人＝284人で受け入れ可能

令和8年度：量の見込み＝223人 ⇒ 町内施設 265人＋町外施設 25人＝290人で受け入れ可能

令和9年度：量の見込み＝215人 ⇒ 町内施設 252人＋町外施設 27人＝279人で受け入れ可能

令和10年度：量の見込み＝216人 ⇒ 町内施設 252人＋町外施設 22人＝274人で受け入れ可能

令和11年度：量の見込み＝208人 ⇒ 町内施設 239人＋町外施設 10人＝249人で受け入れ可能

(3) 3号認定

0歳児

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		73	72	69	67	65
確保 方 策	町内施設利用	61	61	60	60	59
	町内保育園	40	40	40	40	40
	町内認定こども園	21	21	20	20	19
	町外施設利用	3	0	0	0	0

量の見込み＝町内在住児童の町内施設利用者数＋町内在住児童の町外施設利用者数

確保方策＝利用定員＋他市町村施設の広域利用数＋弾力運用

令和7年度：量の見込み＝73人 ⇒ 町内施設 61人＋町外施設 3人＋弾力運用 9人＝73人で受け入れ可能

令和8年度：量の見込み＝72人 ⇒ 町内施設 61人＋町外施設 0人＋弾力運用 11人＝72人で受け入れ可能

令和9年度：量の見込み＝69人 ⇒ 町内施設 60人＋町外施設 0人＋弾力運用 9人＝69人で受け入れ可能

令和10年度：量の見込み＝67人 ⇒ 町内施設 60人＋町外施設 0人＋弾力運用 7人＝67人で受け入れ可能

令和11年度：量の見込み＝65人 ⇒ 町内施設 59人＋町外施設 0人＋弾力運用 6人＝65人で受け入れ可能

1歳児

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		76	75	73	71	70
確保 方 策	町内施設利用	83	83	80	80	78
	町内保育園	53	53	51	51	50
	町内認定こども園	30	30	29	29	28
	町外施設利用	7	2	0	0	0

量の見込み＝町内在住児童の町内施設利用者数＋町内在住児童の町外施設利用者数

確保方策＝利用定員＋他市町村施設の広域利用数

令和7年度：量の見込み＝76人 ⇒ 町内施設 83人＋町外施設 7人＝90人で受け入れ可能

令和8年度：量の見込み＝75人 ⇒ 町内施設 83人＋町外施設 2人＝85人で受け入れ可能

令和9年度：量の見込み＝73人 ⇒ 町内施設 80人＋町外施設 0人＝80人で受け入れ可能

令和10年度：量の見込み＝71人 ⇒ 町内施設 80人＋町外施設 0人＝80人で受け入れ可能

令和11年度：量の見込み＝70人 ⇒ 町内施設 78人＋町外施設 0人＝78人で受け入れ可能

2歳児

単位：人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		79	74	73	72	70
確保 方 策	町内施設利用	91	91	88	88	85
	町内保育園	58	58	56	56	54
	町内認定こども園	33	33	32	32	31
	町外施設利用	11	8	2	0	0

量の見込み＝町内在住児童の町内施設利用者数＋町内在住児童の町外施設利用者数

確保方策＝利用定員＋他市町村施設の広域利用数＋弾力運用

令和7年度：量の見込み＝79人 ⇒ 町内施設 91人＋町外施設 11人＝102人で受け入れ可能

令和8年度：量の見込み＝74人 ⇒ 町内施設 91人＋町外施設 8人＝99人で受け入れ可能

令和9年度：量の見込み＝73人 ⇒ 町内施設 88人＋町外施設 2人＝90人で受け入れ可能

令和10年度：量の見込み＝72人 ⇒ 町内施設 88人＋町外施設 0人＝88人で受け入れ可能

令和11年度：量の見込み＝70人 ⇒ 町内施設 85人＋町外施設 0人＝85人で受け入れ可能

3. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業とは、こども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、こども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、こどもまたはこどもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を総合的に行う事業です。

本町では、こども家庭センターで実施しています。

○こども家庭センター型

単位：ヶ所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業（延長保育事業）とは、やむを得ない理由により、利用日、利用時間帯以外の日及び時間において保育を受けた場合、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部または一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6,240	6,240	6,000	6,000	5,760
確保方策	6,240 (8ヶ所)	6,240 (8ヶ所)	6,000 (8ヶ所)	6,000 (8ヶ所)	5,760 (8ヶ所)

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、小学校に就学しているこどもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないこどもに、授業の終了後、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	235	222	209	191	183
1年生	60	56	55	46	51
2年生	56	57	52	51	43
3年生	44	36	37	34	33
4年生	35	33	27	27	25
5年生	25	24	23	19	19
6年生	15	16	15	14	12
確保方策	235（8ヶ所）	222（8ヶ所）	209（8ヶ所）	191（8ヶ所）	183（8ヶ所）

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）とは、保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設などに入所し、宿泊を伴う必要な保護を行う事業です。

本町では、現在実施していません。今後の実施については、状況に応じて検討します。

（５）乳児家庭全戸訪問事業等

乳児家庭全戸訪問事業とは、原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供ならびに乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

その他に、乳児家庭全戸訪問事業や各種健診事業において把握した保護者の養育を支援することが必要と認められる場合、妊婦中あるいは出産後に養育に支援を要すると思われる妊婦等に対して、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うための家庭訪問を実施します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	73	72	69	67	65
確保方策	担当課：健康推進課 実施体制：保健師、母子保健推進員				

（６）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、乳児または幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、現在ファミリーサポートセンター事業の一つである「子育てサロン」で、母親同士の交流や情報交換の場として事業を実施しています。また、令和８年度に実施拠点を１ヶ所開設する予定です。

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	８人	８人	７人	７人	７人
確保方策	１ヶ所	２ヶ所	２ヶ所	２ヶ所	２ヶ所

（７）一時預かり事業

一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった就学前の児童を認定こども園において、一時的に預かる事業です。

認定こども園で在園児を対象とした預かり保育

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	5,319	5,106	4,893	4,893	4,893
確保方策	5,319	5,106	4,893	4,893	4,893

認定こども園で非在園児を対象とした預かり保育

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み	93	90	88	87	84
確保方策	93	90	88	87	84

（８）病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業とは、病気で体調を崩し、保育園・認定こども園や学校を休んで安静が必要なこどもを、働く保護者の代わりに公立多良木病院内「ホッと館」と認定こども園等において保育を行う事業です。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	222	213	202	192	183
確保方策	222（2ヶ所）	213（2ヶ所）	202（2ヶ所）	192（2ヶ所）	183（2ヶ所）

（９）子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）とは、次の援助のいずれかまたはすべてを受けることを希望する人とこの援助を行うことを希望する個人との連絡及び調整ならびに援助希望者への講習の実施その他必要な支援を行う事業です。就学前から小学校6年までの児童を対象としています。

- ①こどもを一時的に預かる支援を行う
- ②こどもの移動支援を行う

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7	7	7	6	6
確保方策	7	7	7	6	6

（10）養育支援訪問事業

養育支援訪問事業とは、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

本町では、現在実施していません。今後の実施については、状況に応じて検討します。

(11) 妊婦に対する健康診査

妊婦に対する健康診査とは、母体と胎児の健康維持を目的に、妊娠高血圧症や糖尿病等の異常、流産・早産などを予防するために定期的に行う健康診断です。母子健康手帳の交付と同時に妊婦健康診査受診券を発行し、妊婦が定期的に妊婦健診を受診できるように、健診に伴う経費を助成します。

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	68	66	64	62	60
確保方策	担当課：健康推進課 実施場所：医療機関 実施時期、健診回数及び検査項目： <u>◆妊娠初期～23週（4週に1回）</u> 健康状態の把握、定期検査、保健指導、血液型（ABO血液型・Rh血液型・不規則抗体）、血算（貧血）、血糖、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、梅毒血清反応検査、子宮頸がん検査（細胞診）、風疹ウイルス抗体価検査、HIV抗体価検査、HTLV-1抗体価検査、クラミジアトラコマチス核酸同定検査 <u>◆妊娠24週～35週（2週に1回）</u> 健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波、血算（貧血）、血糖、GBS <u>◆妊娠35週～出産（週に1回）</u> 健康状態の把握、定期検査、保健指導、血算（貧血）、超音波				

(12) 産後ケア事業

産後ケア事業とは、出産後の心身の疲れや、育児の面での様々な悩みの解消など、安心して子育てができるよう、医療機関や助産院、または助産師等による訪問等での支援を行い、母子の身体とこころのケアや育児サポートなどを行います。

単位：人日

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25	25	24	23	22
確保方策	25	25	24	23	22

(13) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等包括相談支援事業とは、妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

本町では、こども家庭センターで実施します。

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	204	198	192	186	180
確保方策	204	198	192	186	180

(14) 子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業とは、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

本町では、現在実施していません。今後の実施については、状況に応じて検討します。

(15) 児童育成支援拠点事業

児童育成支援拠点事業とは、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図ります。

本町では、現在実施していません。今後の実施については、状況に応じて検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

親子関係形成支援事業とは、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

本町では、現在実施していません。今後の実施については、状況に応じて検討します。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは、保育所等に通所していない0歳6ヶ月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

本町では、令和8年度からの実施を予定しています。

単位：時間/月

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み		250	240	230	220
	確保方策		250	240	230	220
1歳	量の見込み		20	20	20	10
	確保方策		20	20	20	10
2歳	量の見込み		40	40	40	30
	確保方策		40	40	40	30

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業とは、特定教育・保育施設事業者が実費徴収している日用品や文房具の購入に要する費用等について、低所得者世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

本町では、現在実施していません。今後の実施については、状況に応じて検討します。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業は、社会福祉法人等が運営する認定こども園（1号）において、特別な支援を必要とするこどもが通園している場合、対応する保育士または保育教諭の加配に必要な費用（月単位）の補助をしています。

本町では、現在実施していません。今後の実施については、状況に応じて検討します。

第6章 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本行動計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

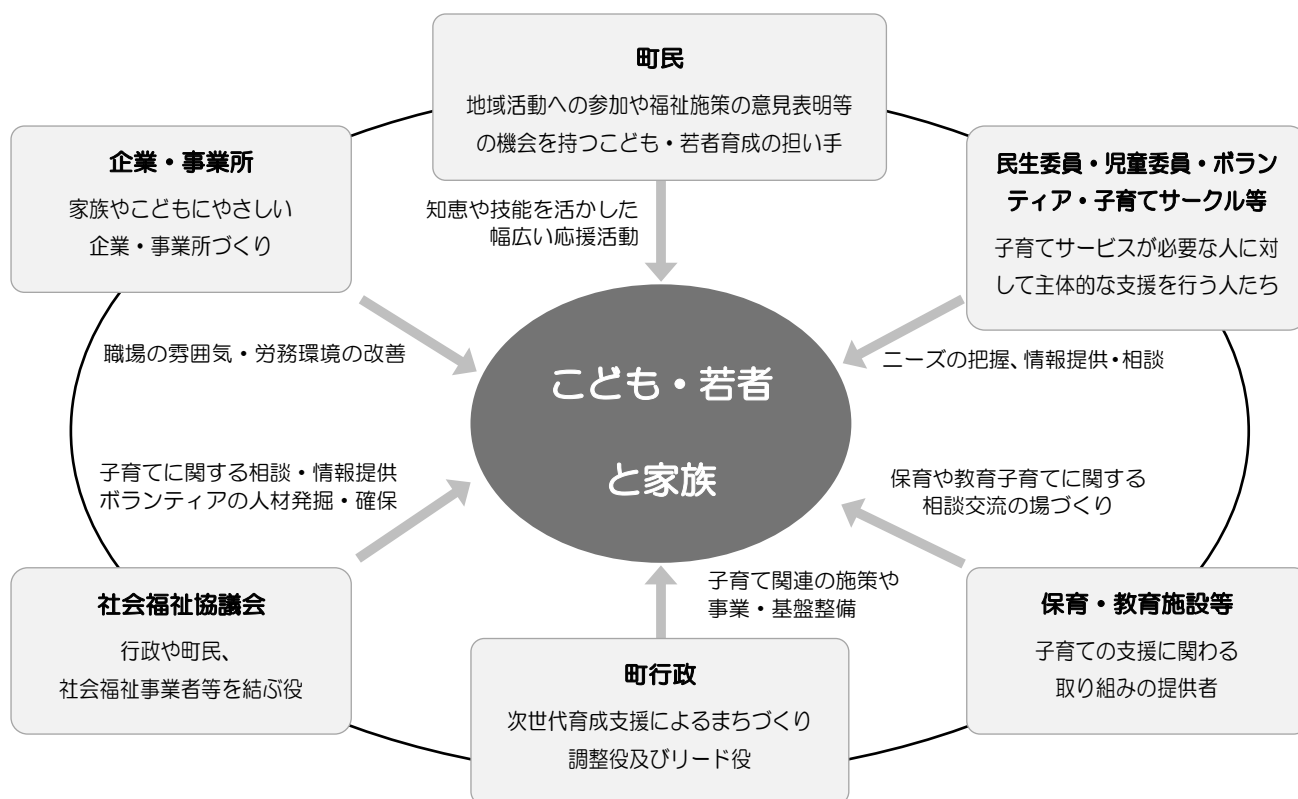
1. 計画内容の周知

本計画を町民へ広く周知するため、町広報紙や町ホームページ等の広報手段を活用します。「地域で支え育む こどもまんなか あさぎり町」を基本理念として掲げており、こども・若者の健全育成は、地域全体の問題として、町民と行政が一体となった取り組みを展開していく必要があります。また、計画推進に関わる組織や町民に対しては、町全体で気運を盛り上げていくような策を検討します。

2. 地域の連携による計画の推進

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

〈次世代育成支援を担う人々・組織の役割〉



3. 計画の評価・確認

計画の取り組み状況の評価・確認するため、本計画の進捗状況の報告を受け、それに対する町民の意見を反映させるための仕組みづくりを行います。

(1) 「あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会（こども計画策定部会）」の運営

町民代表や関係機関・団体、学識経験者等から構成する本行動計画の取り組み状況の評価し、改善・充実に向けた検討を継続的に行っていきます。また、子育て支援に関する様々な問題提起や提案も行います。

(2) 町広報紙や町ホームページ等を活用した町民からの意見把握

本行動計画の進捗状況については、広く町民に情報を公開し、意見等を求めることで、より良い取り組みに向けた改善・充実を図っていくものとします。

資料編

Ⅰ. 用語解説（五十音順）

アセスメント	利用者が直面している生活上の問題・課題（ニーズ）又は状況の本質、原因、経過及び予測を理解するために、必要なサービスの提供及び援助に先立って行われる一連の手続のこと。
医療的ケア児	日常生活及び社会的生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。
こども家庭センター	妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う。
コミュニティ・スクール	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「学校運営協議会」を設置している学校のこと。
主任児童委員	民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関することを専門にしている委員のこと。
準要保護児童・生徒	要保護世帯以外の児童生徒の保護者で下記に該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる世帯の児童・生徒のこと。
人権週間	国連が定めた人権デーである12月10日を最終日として、全国的に人権啓発活動を展開している1週間のこと。
スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく福祉の専門家のこと。
潜在保育士	保育士資格を持っていて、保育園や認定こども園などの保育に関連する施設に就業していない人のこと。
総合型地域スポーツクラブ	人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。
男女共同参画	男女が性別による社会的役割に縛られることなく、両性が対等な構成員として社会に参加すること。
弾力運用	公平性や安全性の確保を前提として、こどもや保護者の多様なニーズに応えながら、制度を柔軟に適用する考え方のこと。

ネグレクト	児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
フッ化物洗口	永久歯のむし歯予防を目的に一定の濃度のフッ化ナトリウムを含む溶液でぶくぶくうがいをする方法のこと。
母子保健推進委員	母子の健康の保持増進のため、家庭訪問による母子保健事業の周知、健康診査や各種教室への協力をはじめ、地域の実情に応じた独自の子育て支援と健康増進のための啓発活動を行う人物のこと。
メディア コントロール	メディアに接する時間や、メディアに接する内容等をしっかり把握し、制限・制御（コントロール）すること
メンタルヘルス	こころの健康を意味し、ストレスや不安を適切に管理しながら、こころを健康な状態で保つこと。
要保護児童・生徒	生活保護法による保護を受けている世帯、および保護を必要とする状態にある世帯に属する児童・生徒のこと。
GBS	ギランバレー症候群を指す。急性で、通常は急速に進行するが自然治癒する炎症性多発神経障害であり、筋力低下および軽度の遠位部感覚消失を特徴とする。原因は自己免疫性であると考えられている。

2. 策定経過

年月日	内容
令和6年4月26日(金)～ 令和6年5月13日(月)	あさぎり町こども計画策定のためのアンケート調査
令和6年6月5日(水)	第1回あさぎり町子ども・子育て支援事業計画策定部会
令和6年6月20日(木)～ 令和6年6月28日(金)	あさぎり町こどもの生活に関するヒアリング調査
令和6年9月18日(水)	第2回あさぎり町子ども・子育て支援事業計画策定部会
令和6年11月20日(水)	第3回あさぎり町子ども・子育て支援事業計画策定部会
令和6年12月18日(水)	第4回あさぎり町子ども・子育て支援事業計画策定部会
令和7年1月22日(水)～ 令和7年2月10日(月)	パブリックコメント

あさぎり町こども計画

発行年月 令和7年3月

発 行 熊本県 あさぎり町

編 集 あさぎり町 生活福祉課

〒868-0408

熊本県球磨郡あさぎり町免田東 1199 番地